第４回古平町議会定例会　第１号

平成２８年１２月１５日（木曜日）

〇議事日程

　　　１　会議録署名議員の指名

　　　２　会期の決定

　　　３　諸般の報告

　　　４　議案第４９号　平成２８年度古平町一般会計補正予算（第４号）

　　　５　議案第５０号　平成２８年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

　　　６　議案第５１号　平成２８年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

　　　７　議案第５２号　平成２８年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

　　　８　議案第５３号　平成２８年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第１号）

　　　９　議案第５４号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

　　１０　議案第５５号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

　　１１　議案第５６号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

　　１２　議案第５７号　古平町農業委員会委員定数条例案

　　１３　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について

　　１４　意見案第８号　大雨災害に関する意見書

　　１５　意見案第９号　ＪＲ北海道への経営支援を求める意見書

　　１６　陳情第　８号　国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険

療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める要請

書

　　１７　陳情第　９号　「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度

の継続を求める意見書の採択を求める要請書

　　１８　陳情第１０号　アイヌ政策に関する取組のお願いについて（ご要請）

　　１９　陳情第１１号　家庭生ごみ・下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化に関する陳情

　　２０　陳情第１２号　後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める陳情書

　　２１　一般質問

　　２２　委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

（総務文教常任委員会）

　　２３　委員会の閉会中の継続調査申出書

（産業建設常任委員会）

　　２４　委員会の閉会中の継続調査申出書

　　　　　（議会運営委員会）

　　２５　委員会の閉会中の継続調査申出書

　　　　　（議会広報検討特別委員会）

〇追加議事日程

　　　１　意見案第１０号　国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書

　　　２　意見案第１１号　国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書

　　　３　意見案第１２号　「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制

度の継続を求める意見書

　　　４　意見案第１３号　後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書

〇出席議員（９名）

議長１０番　逢　見　輝　続　君　　　　　　　１番　木　村　輔　宏　君

２番　堀　　　　　清　君　　　　　　　３番　真　貝　政　昭　君

　　　４番　岩　間　修　身　君 　５番　寶　福　勝　哉　君

　　　７番　山　口　明　生　君　　　　　　　８番　髙　野　俊　和　君

　　　９番　工　藤　澄　男　君

〇欠席議員（１名）

６番　池　田　範　彦　君

〇出席説明員

　　　町　　　　　　　長　　　　本　　間　　順　　司　　君

　　　副　　　町　　　長　　　　田　　口　　博　　久　　君

　　　教　　　育　　　長　　　　成　　田　　昭　　彦　　君

　　　総務課長　　　　藤　　田　　克　　禎　　君

　　　企画課長　　　　細　　川　　正　　善　　君

　　　財政課長　　　　三　　浦　　史　　洋　　君

　　　民生課長　　　　五 十 嵐　　満　　美　　君

　　　保健福祉課長　　　　佐　　藤　　昌　　紀　　君

　　　産業課長　　　　宮　　田　　誠　　市　　君

　　　建設水道課長　　　　高　　野　　龍　　治　　君

　　　会　計　管　理　者　　　　白　　岩　　　　　豊　　君

　　　教育次長　　　　和　　泉　　康　　子　　君

　　　産業課長補佐　　　　井　　本　　将　　義　　君

　　　総務係長　　　　松　　尾　　貴　　光　　君

　　　財政係長　　　　田 名 辺　　信　　行　　君

〇出席事務局職員

　　　事務局長　　　　本　　間　　克　　昭　　君

　　　議事係兼総務係　　　　福　　嶋　　祐　　太　　君

開会　午前１０時００分

〇議会事務局長（本間克昭君）　本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。

　ただいま議員９名が出席されております。６番、池田議員につきましては、所用により欠席の連絡が入っております。

　説明員は、町長以下15名の出席でございます。

　以上です。

　　　　◎開会の宣告

〇議長（逢見輝続君）　ただいま事務局長の報告どおり９名の出席を見ております。

　よって、定足数に達しております。

　ただいまから平成28年第４回古平町議会定例会を開会いたします。

　　　　◎開議の宣告

〇議長（逢見輝続君）　直ちに本日の会議を開きます。

　　　　◎日程第１　会議録署名議員の指名

〇議長（逢見輝続君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

　会議録署名議員は、４番、岩間議員及び５番、寶福議員のご両名をご指名いたします。

　　　　◎議会運営委員長報告

〇議長（逢見輝続君）　ここで、去る12月12日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思います。

　議会運営委員長、真貝政昭君、報告願います。

〇議会運営委員長（真貝政昭君）　それでは、私のほうから去る12月12日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

　会期につきましては、本日12月15日からあす12月16日までの２日間とするものです。

　議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

　５件ほど上がっております陳情でございますが、陳情第10号、第11号については総務文教常任委員会に付託することとし、陳情第８号、第９号、第12号については委員会付託を省略し、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

　以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

　以上で委員長報告を終わります。

〇議長（逢見輝続君）　議会運営委員長の報告を終わります。

　　　　◎日程第２　会期の決定

〇議長（逢見輝続君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

　お諮りします。本定例会の会期は、本日12月15日から12月16日までの２日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、会期は本日12月15日から12月16日までの２日間に決しました。

　　　　◎日程第３　諸般の報告

〇議長（逢見輝続君）　日程第３、諸般の報告を行います。

　報告事項は、平成28年９月分、10月分、11月分の例月出納検査結果、平成28年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第２回定例会議決結果、平成28年第２回後志広域連合議会定例会議決結果、平成27年度古平町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の提出についての４件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

　これで諸般の報告を終わります。

　　　　◎行政報告

〇議長（逢見輝続君）　本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

〇町長（本間順司君）　皆さん、おはようございます。本日、平成28年第４回古平町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には年末を控えての何かとご多用の中、差し繰りご参集をいただきまして、まことにありがたく、心から厚く御礼を申し上げます。

　本定例会においてご審議いただく案件は、さきに配付いたしました別冊議案にありますとおり、補正予算案が５件、条例案が４件、人事案件が１件の計10件をお願いするものでありまして、詳細につきましてはそれぞれ上程の際にご説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定、ご推薦を賜りますようお願い申し上げます。

　それでは、定例会でございますので、恒例により議案審議に先立ち行政報告をさせていただきますので、しばらくの間お聞き取りを願います。

　年の瀬を迎えて一段と慌ただしさが増す中、例年にない早い雪の訪れに少しは戸惑いも感じていたのでありますが、先週末の余りにも早過ぎる突然のどか雪にどぎもを抜かれたところであり、今冬の雪の降り方を今から心配しているところであります。ことしは、多くの台風が矢継ぎ早に上陸して多くの被害をこうむったこの北海道、幸い当地域は比較的平穏無事に過ごせたのでありますが、気候変動が確実に進んでいる地球はことしもさまざまな地域で自然災害を誘発し、多くの人々を苦しめてきました。さらには、地球そのものの活動も活発化し、火山噴火や地殻変動が多発する中、いや応なく防災意識の向上が求められており、今やどこで発生するかも予測困難となったテロ活動にあってはますます世界中の脅威となっているのであります。また、世界の警察と言われた米国自体も今や悩める国に化しつつあることは、先般の大統領選挙においてもかいま見られたような気がしており、国連の役割はますます重要性を増し、新事務総長の手腕に期待したいと思っております。

　それでは、初めに総務関係から申し上げます。去る11月22日、４回目の新庁舎建設調査研究委員会を開催し、これまでの経過も含め改めて事実確認を行ったところであり、町民の福祉や防災の立場からも早期の実現に向けた行動を再確認し、議員の皆様方にも改めてご同調願えればと思う次第であります。役場庁舎及び文化会館の状況につきましては、既にご承知のとおり役場本庁舎は昭和２年に、文化会館は昭和47年に建設されたものであり、いずれの建物も現行耐震基準が制定された昭和56年以前の建設であり、耐震基準を満たしていない状況であります。平成27年度に実施した役場庁舎劣化度調査においては、仮に耐震診断を行ったとしても崩壊する危険性が高いという判定との予想であり、６カ所で行ったコア採取の圧縮試験ではそこそこの値（平均19.2ニュートンパー平方ミリメートル）を示しているものの、中性化試験（中性化深さが平均3.6センチ）ではいい値ではありませんでした。また、耐震診断を行う場合には建物の図面が必要となり、その作成費用がかかることから耐震診断を行う必要はないとの結果であり、耐震補強に関しても短期的な補強は可能であるが、長期的には困難であるとの報告書になっているのであります。このように耐震性に問題を抱える本庁舎及び文化会館は、東日本大震災と同程度の地震が発生した場合には倒壊のおそれが高く、防災拠点や災害復興拠点としての役割を担えない状況が想定されております。また、建物全体も老朽化していることから、緊急危険箇所については随時修繕を行っているものの、抜本的な構造改修が困難な箇所もあり、屋根防水、外壁劣化、給排水設備、暖房設備等にあっても機能低下によって更新が必要な状況にあります。加えて、エレベーターの設置など高齢者や障害者に配慮したバリアフリーにも対応できていないのはもちろんのこと、構造上においても解決が困難な状況にあります。さらには、住民が利用する窓口が本庁舎、別館、元気プラザ、文化会館、海洋センターに分散していることから、利便性や住民サービスなど行政効率の低下を招いており、町民からの各種申請、申告、相談などの対応スペースや職員の打ち合わせ、あるいは作業スペースも不足状態であり、他にＩＴ機器の設置やシステム配備に伴うスペース、電気容量なども不足しているのであります。したがって、今後ますます高度情報化への対応が求められる中、情報ネットワーク環境の拡張も限界となっており、多くの切迫した課題を解決するためにも整備手法に応じたできるだけ早い新庁舎建設の実現が望まれることから、関係機関と十分連携をとりながら、さらなるスケジュールの調整、確認を行ってまいらなければなりません。

　続きまして、企画関係について申し上げます。去る11月13日と14日の２日間、国及び道、そして泊発電所周辺の13町村主催による原子力総合防災訓練が行われましたが、古平町では一時滞在場所である小樽市への住民避難訓練や本町では初めて甲状腺被曝を低減させる安定ヨウ素剤配布訓練を北海道知事が視察されている中で行ったところであります。住民避難訓練では、町内会の代表や福祉施設の利用者など69名が町の準備したバスなどで避難手順を確認しながら小樽市総合体育館まで避難したところであります。今回の訓練でも特別な混乱もなく終了することができましたが、参加していただいた皆様からのアンケート調査や防災関係機関からの事後調査を整理いたしまして、古平町の防災体制のさらなる充実強化に反映してまいりたいと考えております。また、ただいま整備を進めている古平小学校放射線防護対策事業でありますが、11月末時点でフィルター棟基礎の鉄筋組み、校舎西側と裏側一部のリブ管敷設工事が完了しており、その進捗率は約30％であります。また、本工事とあわせて避難所で使用する間仕切りパーテーションや多目的テント、段ボールベッド等の備蓄物資の購入につきましては11月21日に全て納入が完了したところであります。

　次に、毎定例会ごとに報告しているふるさと納税ですが、１年の中で最も寄附が集中する11月から12月に向け、インターネットのふるさと納税サイトや雑誌での広告掲載、２回以上の寄附者への挨拶状送付などの取り組みを行った結果、11月末時点で寄附件数２万3,904件（対前年同期比149％）、寄附金額３億1,214万円（対前年同期比141％）と当初予算計上時の想定よりも伸びているところであります。贈呈品につきましては、一部の業者の品物に人気が集中しているという偏りがあるものの、本制度開始当初の目的であった基幹産業である水産加工業への支援は果たせているものと考えており、今回も贈呈品の委託料などに予算不足が見込まれることから補正予算を計上しておりますので、上程の際にはよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

　次に、積丹町と小樽市を結ぶ北海道中央バス積丹線の運行収支でありますが、先般中央バスより平成28年度（平成27年10月から28年９月）の決算が示され、運行収支の赤字額が国、道の補助金額を若干下回ったことから、昨年に引き続き黒字決算になるとの報告がありました。昨年よりは減っているものの「マッサン」効果による想定した以上の利用者数や燃料安が主要因だったとのことでありますが、本町にとって積丹線は通院、通学等での唯一の公共交通機関でありますので、沿線自治体や事業者と連携しながら利用者数増の方策を考えていかなければならないものと考えております。

　続きまして、税財政関係について申し上げます。平成28年度町税収納状況及び収納率向上の取り組みについてでありますが、11月末における町税の収納額及び収納率につきましては表１のとおりとなっており、前年同期の収納率と比較すると純固定資産税が0.1％、都市計画税が0.5％上昇しておりますが、逆に個人町民税がマイナス3.4％、軽自動車税がマイナス0.2％という現状であり、税総体でもマイナス2.4％であります。なお、国民健康保険税につきましては、前年同期比プラス4.9％であります。また、平成28年度の税収見込み額につきましては、表２に示すように対前年度プラス1,175万6,000円（率にしてプラス5.6％）を見込んでおります。また、町税等収納率向上への取り組み状況でありますが、昨年７月策定の町税等収納率向上対策実施計画についての結果検証を行い、今年度におきましても７月に下表のとおりの計画を策定し、収納率の向上に取り組んでいるところであります。

　次に、財政関係でありますが、平成29年度の予算編成は下表のとおり進めることとしており、ほぼ例年同様の作業スケジュールで取りまとめ中であります。

　続きまして、民生関係について申し上げます。民生委員、児童委員の任期満了に伴う一斉改選につきましては、６月24日開催の民生委員推薦会における候補者の推薦を受け、知事へ委嘱候補者の推薦をしておりましたが、17名の委員のうち現職14名、新任３名が12月１日付で厚生労働大臣から委嘱決定され、去る13日開催の定例民生委員協議会において委嘱状の伝達をさせていただきました。申すまでもなく、民生委員、児童委員は社会奉仕の精神を持って地域住民に寄り添い、必要な援助を行うという地域に根差した一番身近な相談窓口であり、町といたしましては今後もその活動をサポートしてまいる所存であります。

　次に、去る12月１日まで申請を受け付けておりました臨時福祉給付金につきまして、合計1,121人に総額336万3,000円、障害、遺族年金を受給されている222人には総額666万円の支給決定をして事業終了となります。一方、国の第２次補正予算において今年度３回目の臨時福祉給付金の実施が決定しており、給付額は１人１万5,000円で、本町の対象者は1,200人を見込んでおりますが、申請受け付け開始時期は各市町村に委ねられているものの、国からはなるべく年度内からの受け付け開始を求められていることから、本町においては３月中旬からの申請受け付けを予定したところでありますので、補正予算上程の際にはよろしくお願いいたします。

　次に、国民健康保険の関係でありますが、去る11月４日に後志広域連合の第２回定例会が開催され、平成27年度国民健康保険事業特別会計の決算につきまして、歳入決算額99億6,054万719円に対し歳出決算額が96億4,709万2,333円で、歳入歳出差引額の３億1,344万8,386円は翌年度へ繰り越すことで決算が承認されております。なお、決算が承認されたことに伴う平成27年度分の本町の分賦金の精算につきましては1,879万1,335円が返還されることとなり、内容につきましては国保会計補正予算上程の際に詳しく説明させていただきます。

　続きまして、保健福祉関係について申し上げます。平成８年４月から地域福祉の拠点として介護保険事業や高齢者福祉活動などが行われている地域福祉センターの電話交換機が７月に故障し、応急処置によって１回線だけを復旧し、業務に当たってきたところでありますが、日常業務に多大な支障を来しており、今定例会において補正予算を計上しておりますので、上程の際には事情ご理解の上、よろしくお願い申し上げます。また、平成25年２月に発生した長崎市の認知症グループホーム火災を契機に消防法が改正され、自力で避難することが困難な要介護者の入居、宿泊が常態化している施設についてスプリンクラー設置義務化に対する猶予期限が平成30年３月31日までとなっていることから、法の対象となる元気プラザのスプリンクラー設置を平成29年度に実施するべく、当該事業の実施設計委託業務を今定例会に計上しておりますので、上程の際にはよろしくお願いを申し上げます。なお、例年実施しておりますひとり暮らし高齢者等にかかわる除雪サービス事業について、去る11月21日に地域ケア会議を開催いたしましたが、前年度実績より２世帯多い（前年度１次決定より５世帯増）35世帯について１次決定したところであります。

　次に、本年５月から外来診療を開始した町立診療所海のまちクリニックも少しずつ患者が増加している状況にあり、11月末までの診療日数は135日間（月平均約19日間）、延べ患者数は6,133名で、１日平均約45名の方が受診されている状況にあります。また、診療科別の構成比を見ますと、約67％の内科を筆頭に外科、整形外科が約15％、皮膚科が約３％、そして小児科が約２％となっております。なお、診療以外では予防接種が全体の8.5％となっており、季節柄インフルエンザワクチン予防接種者が11月に入り急増しているところによるものであります。なお、本町町民にとって欠かすことのできない地域医療を担う町立診療所の運営に当たり、町民と運営者が相互に理解し合い、末永く安心して安全な医療体制の構築を目途とした古平町立診療所運営協議会を発足すべく当該運営委員の報償費を、また医師２名体制の実現に向けて法人にはその誘致活動に努力いただいているところでありますが、当該医師住宅の建設準備としての実施設計委託業務及び有床診療所におけるスプリンクラー設置義務化（面積緩和基準の廃止）に伴う当該設置事業の実施設計委託業務、さらには本年度実施した地域懇談会において複数の町内会から要望があった待合室椅子の交換などについて今定例会に補正予算を計上しておりますので、上程の際にはよろしくお願い申し上げます。また、第３回定例議会の行政報告でも中間報告しております小樽協会病院における周産期医療センター再開に向けて発足した北後志周産期医療協議会における協議状況でありますが、去る11月30日に第３回協議会が開催され、医師確保、施設改修、財政支援に係る各ワーキンググループでのこの間の協議状況について報告がされたところであります。なお、既に広報12月号でお知らせしておりますが、小樽協会病院においては12月５日から助産師による妊婦健診を再開したところであります。

　次に、去る11月６日から２日間、文化会館と漁港会館の２カ所において秋の住民健康診査を実施したところでありますが、その健診結果については別表に示してありますとおり56名（前年比15名減）の方が受診され、春期と合わせて189名（前年比11名減）の方が受診されております。また、特定健診を受けられた36名のうちメタボ基準による該当者が３名、予備群が４名で、特定保健指導対象者は積極的支援が４名、動機づけ支援が２名となっており、春期と合わせますと受診者121名のうちメタボ基準による該当者が25名、予備群が13名で、特定保健指導対象者は積極的支援が６名、動機づけ支援が４名となっております。この結果、古平町におけるメタボの状況について、該当者では男女ともに全国水準を上回っておりますが、予備群では男女ともに全国水準より下回っている状況にあります。なお、秋期健診者に対する事後指導につきましては、医師、保健師、栄養士による健診結果説明会を12月７日に実施したところであります。

　続きまして、産業関係について申し上げます。最初に、農業関係でありますが、作況につきましては９月定例会でお伝えしたとおり水稲、畑作ともにやや良の収穫量を見込んでおりましたが、去る10月28日開催の農業委員会総会での協議結果は水稲、畑作ともに平年並みの収穫量と認定しております。また、本町の水稲農家２戸が本年６月に立ち上げたふるびらクリーン水稲生産部会では、冬期間も水田に水を張ることで有機農業に効果があると見込まれる冬期湛水を去る11月14日に実施したところであり、その成果に期待をいたしております。さらに、トランプ次期アメリカ大統領が選挙前からＴＰＰに反対姿勢を示して就任日の脱退を宣言したことから、政府は延長国会においてＴＰＰ承認案と関連法案を成立させたところであり、農業分野の関税撤廃や食品の安全性などについて多くの国民が望んだ丁寧な議論が行われたとは言いがたく、トランプ氏の勝利を受けてもなお政府がＴＰＰ発効を目指すのであれば、現場の不安や疑問の声に耳を傾け、丁寧に説明していく努力が一層求められているのであります。

　次に、林業関係でありますが、去る10月22日に歌棄地区の林業専用道鼻垂石線付近において今年度の植樹祭を開催したところであり、議員各位を初め東しゃこたん漁協や自然を守る会のメンバーなど約70人の手によってアカエゾマツ200本、マカバ200本の苗木をおよそ１時間ほどかけて植樹することができました。森林は、多面的な機能を有し、川や海に恵みをもたらしてくれるものであることから、今後も毎年続けていくべきと考えているところであります。なお、工事関係につきましては、林道チョペタン線小規模林道整備事業が９月30日に、また森林環境保全事業である歌棄地区の植林事業は10月３日にそれぞれ完了しております。

　次に、水産関係でありますが、去る10月18日に東しゃこたん漁協浅海部会が古平漁港内で昆布を養殖し、キタムラサキウニの海中かご養殖実証事業や磯焼け地帯のウニの餌として活用することを目的に海中林造成事業を開始したところであり、町としましてもこの事業が磯焼けによって減少傾向にあるウニの資源量の回復や漁業者の所得向上につながることを大いに期待するものであります。なお、11月末現在での古平地区の水揚げ状況でありますが、数量では161トン増の2,235トン（前年同期比7.8％増）、金額では5,512万円増の９億5,232万円（前年同期比6.0％増）となっており、主な要因としましては11月に入ってからのイカの豊漁と品薄での高値が大きく影響したものであります。一方、期待されました秋サケ漁につきましては、数量、金額ともに前年対比約６割程度で終了し、大変残念な結果となりました。また、北海道開発局発注のマイナス4.0メートル岸壁の補修工事につきましては、去る12月５日に完成しております。

　次に、商工関係でありますが、プレミアム商品券の販売につきましては第１弾目の2,000セットが６月16日をもって完売し、第２弾目につきましても９月30日に3,000セットの販売を開始して11月29日には完売したところであり、総額で6,000万円分の商品券が出回っていることから、少しでも町内経済の底上げ、好循環につながればと期待をしているところであります。

　次に、観光関係でありますが、日本海ふるびら温泉「しおかぜ」の11月末における利用者総数につきましては前年同期比1.6％減の４万3,691人となっており、冬期間はさらに減少することが予想されることから、指定管理者においては本年度も閑散期の独自サービスとして10月と１月に利用期間限定割引定期券を発行したり、間もなく冬至を迎えて寒くなるこの時期にはユズ風呂の提供サービスを行うなど、町といたしましてもＰＲに努めながら集客増を図ってまいる所存であります。また、家族旅行村とあいらんど広場パークゴルフ場につきましては、それぞれことしの営業を既に終了しており、10月10日に終了した家族旅行村につきましては対前年比1.0％減の3,121人の利用者数でほぼ横ばいの結果となり、11月３日に終了したパークゴルフ場にあっては対前年比7.1％減の3,326人で依然として減少傾向に歯どめがかからず、非常に苦慮している状況にあります。なお、これらの施設につきましては、ご承知のとおり老朽化が著しく、今年度につきましてはパークゴルフ場27ホール中９ホールのティーグラウンドの改修を終え、今後におきましても順次計画を立てながら、逐次予算の範囲内で施設整備を進めてサービスの向上策を練り上げ、集客増を図ってまいりたいと考えております。

　他方、今年度の新規事業として進めてまいりました新・ご当地グルメの開発事業についてでありますが、去る12月５日、これまでの事業の取り組み経過をご報告するとともに、実際にホッケの刺身をお召し上がりいただき、その感想を今後の事業の推進に役立てることを目的にホッケの刺身の試食会を開催いたしました。結果、これまでの取り組みで町内経済に新しい動きが芽生えたことを非常にうれしく思い、このことがホッケの刺身は古平町でしか食べることのできない料理、すなわち新たな本町の魅力の一つとして観光客に喜ばれるものとなるよう期待するとともに、今後とも地場産食材の需要拡大やブランド化を促進する等、積極的にＰＲ活動を展開してまいる所存であります。

　次に、各種イベント関係でありますが、海の町古平町と山の町京極町との連携事業につきましては９月の定例会でもお伝えしたとおりで、今回は逆に10月10日の古平ロードレース大会に京極町を招き入れることができ、今後におきましても両町が互いに協力し合いながら観光事業の強化、発展につなげる最初の一歩を着実に構築することができました。また、同日にはことし最後の東しゃこたん漁協祭が行われ、合計４回の年間来場者数は前年とほぼ同数の8,400人の集客を見ており、天候に大きく左右されるものの次年度以降の開催にも大いに期待しているところであります。

　続きまして、建設水道関係について申し上げます。本町に関係する平成28年度公共工事の発注状況及び11月末時点での進捗状況でありますが、まず国の工事であります国道５号小樽市忍路トンネルの発注済み工事は次の表のとおりで、新たな発注として西改良工事（余市側改良）を中村建設株式会社（余市町）が１億1,372万4,000円で受注し、平成29年２月までの工期で、その進捗率は46％となっており、舗装ほか一連工事にあっては道路工業株式会社（札幌市）が7,873万2,000円で受注し、平成29年２月までの工期で、その進捗率は38％であります。また、国道５号余市町栄町海岸擁壁工事につきましては、協成建設工業株式会社（岩内町）が２億1,276万円で受注し、平成29年３月までの工期で、その進捗率は24％となっております。なお、上記以外の工事については以下のとおりであります。

　次に、道の工事でありますが、古平川改修工事は都市開発株式会社（小樽市）が2,856万6,000円で受注し、古平大橋の上流右岸側において工事延長91メートル、築堤工430立米、護岸工561平米を施工するもので、平成29年２月までの工期で進捗率は90％となっており、上記以外の工事につきましては以下のとおりであります。

　次に、町の主な工事等でありますが、町道高校通線改良工事は平成29年１月までの工期で、11月30日までには道路本体部分が完了し、12月１日から通行可能となるよう施工していたところであります。しかし、11月の思わぬ早い時期での降雪と12月９日から11日で50センチを超える大雪によって工事が大幅におくれ、現在は片側交互通行の形で供用を開始したところでありますが、いまだ歩道工への着手もできないため、１月以降の気象条件によっては現場での事故も想定されますことから、冬期間での施工を一時中止することとし、工期を３月まで延長した上で３月上旬に工事を再開し、年度内完成を目指すことといたしたく、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。気象条件での工事のおくれとはいえ、利用者の皆様方にはご不便をおかけしてまことに申しわけなく思っております。なお、現在は路盤工を施工中であり、11月30日現在の進捗率は80％となっております。また、その他の主な工事の進捗状況は以下のとおりです。

　ことしも残すところ半月となりましたが、冒頭申し上げましたように雪の降り方が大変心配であります。近年天気予報を見るにつけて気圧配置などは確実に変わりつつあり、さまざまな文明の機器が発達する現在、想定外という言葉をよく目にするようになりましたが、どか雪ではなく、普通の降り方でと天にお願いしたいのであります。

　去る11月16日、例年どおり全国町村長大会がＮＨＫホールで開催され、安倍総理初め衆参両院議長や予定された大物大臣も出席されて大いに盛り上がったところであります。また、同19日には東京ふるびら会が開催され、過去最多の総勢44名の方々が参加し、ゲストとして古平が生んだ柔道の元世界チャンピオンの須貝等氏が招かれ、昔の柔道時代の話や現在の心境などを講演していただき、また懇親会ではふるさと談義に花を咲かせながら皆さん大いに楽しんでおられました。

　終盤国会は、３つの大きな案件があり、先ほど申し上げましたＴＰＰの承認に伴うもの、公的年金の給付額改定ルールを見直す年金制度改革関連法案、そしてカジノやホテル、商業施設などの統合型リゾート（ＩＲ）を推進するための法案（カジノ解禁法案）でありますが、多少の修正を加えながらきのう可決成立しております。また、きょうはロシアのプーチン大統領が来日し、安倍首相の出身地であります山口県では日ロ首脳会談が行われる予定となっており、検案の領土問題などが協議されることとなっておりますが、過度な期待は禁物かなと思っております。

　終わりに、今回の一般質問でもございますが、次期町長選挙に対する私の去就について申し述べさせていただきます。さきに議員皆様方から強い続投の要請がございましたが、最近は過去のけがの後遺症的なものが顕著となって体調万全とは言えなくなってきており、熟慮に熟慮を重ねた結果、今期限りをもって首長の職を終わりにいたし、いまだ道半ばでまことに心残りではございますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。この後は、過去にとらわれることなく、新しい発想をもって古平町の振興発展にご尽力できる方にお願いしたいと思っております。課題山積する中にあって、目下新年度予算の編成作業を進めているところでありますが、町民の皆様にとって来る年がよりよい年となりますよう祈念いたすとともに、議員の皆様には町政へのさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

　ありがとうございました。

〇議長（逢見輝続君）　町長の行政報告が終わりました。

　次に、教育長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

〇教育長（成田昭彦君）　日ごろ議員皆様には本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに対し、心より感謝申し上げます。平成28年第４回古平町議会定例会の開催に当たりまして、教育行政報告をさせていただきたいと存じますので、お聞き取りを願います。

　学校教育関係では、文部科学省が小学６年生と中学３年生を対象に行った2016年度全国学力・学習状況調査の管内別平均正答率が道教委から公表され、後志は小学校算数Ｂで全道平均を上回り、ほかは全科目全道平均を下回るという結果でしたが、年々全道平均に近づいてきている傾向にあります。古平町の結果については、数値的な公表はしませんが、全体的に小学校は低く、中学校は高いという結果でありました。同時に行われた生活状況調査では、相変わらず家庭ではテレビやゲーム、スマホに費やす時間が全国、全道平均を大きく上回っており、睡眠時間を削って行っていることが調査結果からうかがわれます。結果内容については、２月に開催の教育委員会において決定された平成28年度全国学力・学習状況調査実施方針に基づき、保護者や地域住民に対して域内の教育及び学校の説明責任を有していることを考慮し、12月広報を通じてお知らせしたところでございます。なお、来年度の実施日程については、４月18日に行い、新たに保護者から生活状況等についての抽出調査を実施する予定と伺っております。

　10月２日に「飛躍」を全校テーマに掲げ、第69回古中祭、16日に古小学芸会が行われ、子供たちは緊張の中にも練習の成果を十分に発揮し、全校合唱を初め劇や音楽に取り組み、小中ともに100名を超える保護者や地域の皆様から大きな声援をいただいておりました。

　中学生の自己の生活、学校生活及び社会に対する合理的な物の見方、考え方、判断力を育て意見を堂々と論述することを通し、多くの人々を説得する力を育てることを目的に例年行われている後志中文連北地区弁論大会が去る10月21日に古平中学校を会場に開催され、本校からも校内弁論大会予選で選出された２名の生徒が出場しましたが、残念ながら後志大会への出場には至りませんでした。本年度の中学校では、後志英語暗唱大会で優秀賞２名、税に関する作文コンクールでは北海道間税会連合会会長賞と余市税務署長賞及び人権作文コンテスト小樽地区大会において入選するなど文化系での活躍が目立ちました。

　10月６日に平成29年度古平小学校に入学予定児童の就学前健康診断を実施し、19名の児童が受診しました。該当児童のうち18名が幼児センターみらいへの入所児童であります。なお、来年度小学校では全児童数が109名となることから、教職員定数が１名増となり、専任の教務主任が配置できる予定となっております。

　10月29日に行われた第41回古中吹奏楽部定期演奏会は、３部に分けて進められ、「ロマネスク」から始まり、クラリネットアンサンブルやアニメ曲など11曲が披露され、会場に集まった約80名の観客の皆様から温かな声援をいただいておりました。今年度の部員９名のうち３年生７名が引退することから、来年度以降の吹奏楽部の存続が危ぶまれるところであります。

　地元の基幹産業の漁業に親しんでもらおうと、例年中学校で行っている漁師さんの出前授業をことしは小学校の総合学習の時間で「海の生き物調査隊」をテーマに学習を進めている４年生にも取り入れ、漁協青年部の茂木一部長を講師に迎え、漁で使用する道具の説明やロープのつなぎ方の一つであるさつまいりの実演などに子供たちは夢中になって見て聞いてメモをしていました。網や浮き玉、エビかごなどの道具や当日水揚げされた魚やカニなどに直接さわり、初めて知ったこともあり、町の基幹産業である漁業についてたくさんのことを学ぶことができました。

　中学校では、７月に行われた小樽地区各高校説明会を皮切りに、12月１日から保護者、担任、本人の３者面談が始まり、いよいよ中学３年生の進路指導の話し合いが持たれるなど受験に向けた取り組みが始まってまいります。今後の進路日程については、平成29年度道立高校の入学選抜試験が３月７日、合格発表日が３月17日の予定となっております。

　11月21日に管内のトップを切って後志教育局長、次長ほか人事担当職員が来館し、来年度に向けての教職員人事協議が行われ、いよいよ年明けから人事作業が始まってまいります。今後の人事日程については、次のとおりでございます。

　小学校では、６月に続き、11月７日から12月２日までを秋の読書月間として、子供たちにより読書に関心を持ってもらおうといろいろな取り組みに挑戦しました。第１弾は、朝読書週間として、読書カードに読んだページを記録し、どれだけ読んでいるかを振り返りながら１冊読むごとに短く感想を書き、学級ごとに発表し合い、第２弾は学年に応じた読んでもらいたい本の紹介、展示などをしたり、子供たちに本に親しんでもらうための環境整備と各学級での学校司書による読み聞かせや図書委員会によるお薦めの本紹介カードの展示や家読週間を推進するなど、本を読む意欲が高まってきているという報告を受けております。

　児童生徒が楽しみにしている冬季休業は、小学校が12月27日から１月19日、中学校が12月23日から１月15日までともに24日間となっており、この間小中ともに教職員の協力を得て補習授業を取り入れてまいります。特に中学校にあっては、１、２年生が補習タイムとして弱点補強に励み、受験を控えた３年生にとっては大事な時期であり、期間中の学習習慣のリズムを整え、実力アップを目指した講習会をほぼ毎日午後から約３時間実施してまいります。

　次に、生涯学習、スポーツについて申し上げます。古平町文化団体連絡協議会が主催する第42回文化祭作品展示会が10月26日から30日までの５日間、文化会館太陽ホールで開催され、10団体、12個人から274点の出展があり、期間中290名の方々の来場をいただきました。また、11月３日の文化の日に行っている第49回文化祭発表会では、加盟９団体が日ごろの練習の成果を披露され、天候にも恵まれ、300名近い町民の方々に来場いただき、出演者に温かい声援が送られていました。また、２階ロビーにおいて例年行っている秋桜の会のお茶会には、ふだん味わえない雰囲気を味わおうと多くの方々が足を運ばれ、落ちついた雰囲気が漂い、会場に花を添えておりました。

　町内の青年層の交流を図り、近隣町村におけるさまざまな業種の人材交流促進と地域の活性化や課題の解決に向けた活動を行い、地域社会に貢献することを目的に昨年結成された異業種交流会ふるびら藍，Ｓが主催するソフトボール大会が９月25日にスポレク広場で行われ、多くの若者が参加し、親睦を図っておりました。また、11月７日に２回目の実行委員会を開き、今年度の婚活パーティーを来年２月４日に文化会館を会場に開催することが決定されたと報告を受けております。

　11月16日に生涯学習推進協議会とＰＴＡ連合会共催による教育講演会が開かれ、講師に小樽出身のノンフィクション作家千石涼太郎氏をお招きし、「子育てからはじまる町づくり」をテーマに講演いただき、まちづくりは人づくりから始まり、自分で考え行動できる子育てをと力説され、まさに社会に出てからの生きていく力を身につけさせることの大切さについて話され、子育てやまちづくりについてのアドバイスをいただきました。講演終了後も参加者数名が教育長室に集まり、講師を囲んでまちづくりや子育ての延長談義を行っておりました。

　41回目を迎えた古平ロードレース大会は、10月10日の体育の日に行われ、1,098名の参加がありました。大会当日は、雨模様という予報で当初から海洋センター体育館で行うよう準備を進め、支障なく無事事故もなく終了することができました。

　全国のＢ＆Ｇ海洋センターで行っている避難所開設訓練が本年度古平町が北海道地区では初めての開催町村となり、９月23日、24日の２日間実施しました。この訓練は、職員が避難所を開設、運営するための知識を身につけることを学んだり、町民対象に簡易スリッパの作成や非常食の試食、プールの水をろ過機を通し試飲するなど多くの体験をしました。当日は、Ｂ＆Ｇ財団より菅原専務理事も東京から駆けつけていただき、アドバイスをいただくなど有意義な訓練を行うことができました。

　平成28年度古平町野球スポーツ少年団の卒団式が12月３日に行われ、７名の卒団生が野球に取り組んできた思い出をそれぞれ述べておりましたが、全員の一番の思い出は最後の最後に札幌つどーむで試合ができたことに加え、準決勝で過去一度も勝てなかった朝里ホーネッツに勝ったことをうれしく話していました。

　平成29年成人式の実施に向けて成人者代表者会議を開催し、平成29年古平町成人式を明年１月８日午後２時より文化会館において挙行することに決定いたしました。なお、式終了後の懇親会については、成人者で組織される実行委員会主催で成人者と恩師並びに保護者で行うこととなっております。本年の対象者は18名で、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年に励ましをいただきたく、議員皆様には何かとお忙しいこととは存じますが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

　ありがとうございました。

〇議長（逢見輝続君）　教育長の行政報告が終わりました。

　これにて行政報告を終わります。

　ここで11時５分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５１分

再開　午前１１時０５分

〇議長（逢見輝続君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

　　　　◎日程第４　議案第４９号

〇議長（逢見輝続君）　日程第４、議案第49号　平成28年度古平町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

　本案について提案理由の説明を求めます。

〇財政課長（三浦史洋君）　ただいま上程されました議案第49号　平成28年度古平町一般会計補正予算（第４号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

　まず、大きなものとしましては、ふるさと納税、ふるさと応援寄附金が伸びているということです。また、国の補正予算に対応した臨時福祉給付金の経費を盛り込むものでございます。それと、前年度の決算剰余金の部分を繰り入れるものでございます。

　それでは、既定の予算に歳入歳出それぞれ１億6,879万3,000円を追加しまして、補正後の総額を41億1,731万8,000円とするものでございます。

　補正の款項の区分や金額につきましては、第１表、歳入歳出予算補正、２ページから３ページにお示ししてございます。

　また、今回債務負担行為を設定させていただきます。これにつきましては、第２表、債務負担行為補正、５ページにございますが、そこでお示ししてございます。

　地方債の補正につきましては、第３表、地方債補正、５ページにございますが、そちらでお示ししてございます。

　それでは、事項別明細の歳出からご説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。２款１項１目一般管理費、既定の予算に12万円を追加して、1,288万6,000円とするものでございます。14節でバイパス使用料、こちらのほうは出張などがふえてございます。10月までの経費としまして13万7,000円余りかかってございますので、３月末までの年度末を見込みまして12万円の追加でございます。ちなみに、昨年の決算額は20万9,000円支出してございました。

　５目財産管理費、既定の予算に133万4,000円を追加して、3,188万4,000円とするものでございます。12節で自動車の整備料と保険料、整備につきましては公用車の整備、車検、点検時に修理箇所がふえてございます。その部分で10万円増。そして、保険料につきましては、新しい新車クラウンとハイエースの部分で７万6,000円増でございます。14節、コピー機、カラーコピー機の使用料がございます。使用枚数が増加してございますので、こちらも年度末を見込んでそれぞれ17万6,000円、36万4,000円増額させてもらいたいものでございます。18節、電話機購入費、新しく設けました。本庁舎の企画課と財政課に１個ずつふやしたということで８万円追加。また、公用車の洗車機の購入でございます。現在持っている洗車機古く、28年以上たちました。貯湯タンクの水漏れがして新しいのに買いかえるということで45万7,000円の追加でございます。職員用の貸与の作業服購入費１万2,000円、新人がふえてございますので、１万2,000円増額です。庁舎の男子トイレのストーブでございますが、現在あったものが壊れてございますので、新しく６万9,000円追加でございます。

　続いて、３項１目戸籍住民基本台帳費、既定の予算に57万7,000円を追加して、1,050万円とするものです。11節、印刷製本費でございますが、６万5,000円増、戸籍の証明用紙の印刷代でございます。１枚当たり12円ということで、5,000枚をつくるというものでございます。13節、通知カード、個人番号カード新規発行処理業務委託料、こちらは国からの補助金が82万6,000円と決定してございますので、それに見合う増額でございます。

　続いて、３款１項２目地域福祉センター費、既定の予算に108万1,000円を追加して、1,510万6,000円とするものでございます。13節で電話機設置業務委託料、また18節で電話機購入費ということで、行政報告にもございましたように福祉センターの電話機が使用不能になったと、故障したということでかかる経費でございます。

　続いて、３目元気プラザ管理費、既定の予算に166万4,000円を追加して、1,248万9,000円とするものでございます。13節でスプリンクラー設置工事実施設計委託料を盛るものでございます。これにつきましては、報告にもありましたように平成25年に長崎市でグループホーム、また同年福岡市で診療所の火災がありまして多くの死傷者が出たと、それに伴いまして同年消防法の施行令が改正されております。施設や診療所の延べ面積に関係なく義務化されたと、スプリンクラー設置が義務化されてございます。ただ、現在建っている建物につきましては、経過措置として平成30年３月31日までに設置が必要だということになってございますので、今回急遽盛らせていただいたものでございます。

　続いて、８目介護保険費、既定の予算から1,477万4,000円を減額して、421万円とするものでございます。28節、介護サービス会計とのやりとりでございます。サービス会計、27年度の部分で剰余金が出てございます。1,660万円余り出てございますので、この分今回一般会計からの繰り出しを全額落とすということにしてございます。

　続いて、11目心身障がい者及びひとり親家庭医療費、既定の予算に21万9,000円を追加して、1,745万5,000円とするものでございます。20節でひとり親家庭の医療扶助費、11月までの実績額が65万5,000円余りということで、これから冬場、年度末を見込みまして所要額を確保したいと思っての追加でございます。

　13目臨時福祉給付金費、既定の予算に6,000円を追加して、720万9,000円とするものでございます。23節を新しく盛ってございます。ここに過年度と書いてございます。平成27年度に給付しましたこの給付金について補助金が確定してございますので、１人分6,000円返さなければならなくなりましたというか、27年度の補助金が１人分6,000円多くもらい過ぎていたので、今回返還するというものでございます。

　ページめくっていただきまして、14、15です。国の補正対応で15目経済対策臨時福祉給付金費を盛らせていただきます。2,043万6,000円でございます。これにつきましては、まず臨時福祉給付金というのはこれまでも予算に計上してございました。これは、平成26年４月に消費税が５％から８％に上がったと、国のほうでこの影響を緩和するために所得の少ない方、具体的には住民税の非課税の方に対して制度的な対応を行うまでの間の暫定的、臨時的な措置ということで実施されている制度でございます。今般国の補正予算、２号補正が10月11日に成立してございます。これに対応できるように、本町におきましてもこの定例会で計上するものでございます。節のほうで、まず一番下の19節、ここに給付金費の総額をのせてございます。対象者が1,200人、１人１万5,000円ということでの金額でございます。その上にございます７節から14節までにつきましては、これに関する事務費でございます。この全額が国、道支出金の欄にございますように国庫補助ということでございます。ちなみに、７節の賃金につきましては１名、６カ月分を盛ってございます。ここで、行政報告にございましたように町で受け付けする期間が３月中旬からと考えてございます。通常３カ月ぐらいの受け付け期間これまでも設けてございましたので、６月に入ってしまうということで、この予算につきましては繰越明許費ということで３月定例会に設定したいと思ってございます。13節のシステムの委託料につきましては、その前にやらなければならないので、28年度中に執行したいと考えてございます。

　続きまして、２項１目児童福祉費、既定の予算に91万5,000円を追加して、3,598万円とするものでございます。23節を新しく設けました。それぞれ国費の精算返納金でございます。地域子ども・子育て支援事業の国費、また児童手当負担金の国費部分、国費の申請時期が早いもので実際の実績との差が出てきます。平成27年度に実施した部分でございます。その部分の返納金でございます。

　続いて、２目幼児センター費、既定の予算に76万4,000円を追加して、4,718万1,000円とするものでございます。15節です。まず、幼児センターの屋根補修工事請負費37万8,000円の減、こちらにつきましては８月完成しましたので、入札減でございます。下の保育室の増室工事請負費、こちらは114万2,000円の増でございます。当初予算では、カーテンによる間仕切りを考えてございました。金額も少なかったのでございますけれども、あそこにあります、玄関入ってすぐありますカウンターをなくして、撤去して見通しのよい間仕切りサークルというのですか、そういうのにする、高さ90センチぐらいのそういうサークルを取りつけると、それは移動も可能だということ、壁にちょっと収納棚をつけるということでの増額補正でございます。

　続きまして、５目子ども医療対策費、既定の予算に131万5,000円を追加して、1,038万9,000円とするものでございます。20節扶助費でございますが、こちらも11月までの実績金額が593万円ということで、年度末を考えると足りなくなるということで想定した増額の部分でございます。

　続いて、４款１項１目保健衛生総務費、既定の予算に6,000円を追加して、2,636万7,000円とするものでございます。28節、簡易水道会計の繰出金でございますが、6,000円追加でございます。これは、交付税の算定終わりまして、そのときに簡易水道の部分の起債の償還金、この部分が決定してございます。6,000円プラスするものでございます。

　続いて、２目保健事業費、こちらは財源更正であります。歳入のほうで説明いたしますが、未熟児の養育医療費の国、道負担金を歳入のほうで計上しましたので、こちらで財源更正させていただきます。支出につきましては、この目で設けています委託料の部分から相当額を流用して支出してございます。

　続いて、５目医療対策費、既定の予算に557万7,000円を追加して、１億9,121万9,000円とするものでございます。８節を新しく設けました。診療所の運営協議会の委員さんの報償費でございます。委員さん10名、１人5,000円ということで２回会議を開催するということで10万円を計上させていただきました。11節、修繕料47万6,000円の増額でございます。診療所の給水装置とポンプの交換が必要になりましたので、その経費でございます。13節委託料、医師住宅建設工事の実施設計委託料216万円、新しく設けてございます。続いてスプリンクラーの設置事業の実施設計委託料、こちらも221万4,000円新しく設けてございます。続いて18節、待合室用長椅子購入費、新しく設けてございます。現在ありますベンチタイプから背もたれのついた椅子２脚の経費でございます。19節、余市協会病院救急医療体制維持補助金23万6,000円の増額でございます。これにつきましては、27年度の夜間救急患者数の実績によりまして５町村で案分してございます。患者数が出ましたので、総額2,500万円を５町村で案分して、古平部分が230万6,000円ということになってございます。

　ページめくっていただきまして、16ページ、17ページです。２項１目じん芥処理費、既定の予算に37万5,000円を追加して、8,425万5,000円とするものです。19節で衛生施設組合への負担金でございます。組合のほうの補正予算に合わせまして、古平町の負担金がふえるものでございます。内容としましては、組合の衛生センターの脱臭装置のポンプ交換ということで、その経費に対しまして古平町の負担分でございます。

　続いて、６款３項２目水産業振興費、既定の予算に101万円を追加して、1,152万1,000円とするものです。19節でサケ稚魚海中育成生けす網購入事業補助金を新しく設けてございます。生けすです。これにつきましては、サケの放流、例年550万尾してございます。ふ化場の水が減少してきていると、くみ上げる揚水量が減少してきていると、この550万尾を全部きちんと放流するのがなかなか困難になってきているということで、その550万尾のうち100万尾を試験的に海中飼育しましてある大きさまでなってもらって放流するということで考えてございます。漁港内のいい場所に生けすの大きさ10メーター四方というもので計画してございます。生けす自体の事業費につきましては218万3,000円ほど、町の負担金が約２分の１ということで101万円を計上させていただきます。

　続いて、４項１目漁港管理費、既定の予算に30万円を追加して、781万4,000円とするものでございます。14節で漁港施設の用地占用料として新しく設けてございます。具体的には、現在ございます荷さばき所と駐車場の用地の賃借料みたいなものです、占用料。管理主体が北海道でありますので、北海道へ支払うものでございます。

　続いて、７款１項３目温泉施設運営費、既定の予算に42万6,000円を追加して、254万2,000円とするものでございます。13節で指定管理料をふやすものでございます。温泉にあります合併処理浄化槽の修繕が必要になりまして、その経費の上乗せでございます。

　続いて、６目がんばろう！ふるびら特別対策事業費、既定の予算に6,532万3,000円を追加して、３億5,819万5,000円とするものでございます。それぞれ節、増額設けてございますが、ふるさと応援寄附金が件数、金額ともに伸びてございます。それに対応するものでございます。消耗品費３万2,000円、次の郵便料や窓口納付の手数料が合わせて96万円、13節で贈呈品の事業費をのせてございます。寄附金額、歳入で受ける金額の７割相当額をのせてございます。贈呈品の品代及び送料という部分でのせてございます。14節につきましても件数が伸びてございますので、コピー機、またヤフーへ支払うシステム利用料、こちらの部分も増額するものでございます。

　続いて、８款５項３目住宅推進費、既定の予算に305万4,000円を追加して、2,796万1,000円とするものでございます。19節で住宅リフォーム等支援補助金、また取得支援補助金ということでふやすものでございます。人気がありまして申請する方がたくさんございますので、予算が足りないものでございます。実際申請受け付けます11月末現在でリフォームの部分が件数33件、924万1,000円分でございます。33件のうち下水に接続なさった方が８件ございました。また、住宅取得につきましては６件、600万円でございます。中古でもいいのでございますけれども、新築が４件、中古が２件ということで合わせて６件ございました。

　続いて、９款１項１目消防費、既定の予算に868万3,000円を追加して、１億7,019万2,000円とするものでございます。こちらについては、内訳、20ページ、21ページをお開きください。人事院勧告に基づきまして、準拠しまして町のほうも給与改定をいたします。この12月定例会におきましては、それぞれの会計で足りなくなる部分、足りなくなる会計につきまして増額させていただくと。一般会計は足ります。足りない部分が簡易水道会計とサービス会計の部分が足りないので、そちらで給与の改定の部分を盛ります。そして、今回この消防の職員の部分で消防組合に対する負担金につきましてもふやすものということで計上してございます。

　１目常備消防費、既定の予算に1,245万7,000円を追加して、9,597万円とするものでございます。２節職員給料、節の名称、給料だけでいいので、職員削っていただければありがたいです。２節給料です。316万7,000円の追加でございます。給与改定を見込みまして、さらに支署長の部分で余市の本部のほうから50歳代前半の方支署長になられてございます。その分予算に盛ってございません。そのかわりに古平から余市署のほうへ行かれた40代前半の職員の部分を当初予算に盛ってございましたので、その部分の差額、年齢多い方ですので、給料も多いということで、その部分が大きな要素でございます。そして、３節職員手当等です。等入っていませんけれども、職員手当等ですが、796万2,000円の増でございます。今言いました給与改定、また支署長の関係とかの部分の経費でございます。１つ金額の大きい、上から５行目、退職手当組合の事前納付精算金、これ新しく設けさせてもらいました。３年に１度の精算でございますが、その時期ちょっと失念していて盛らなかったということで、今回ここでのせさせていただきたいものでございます。続いて４節共済費につきましても人件費ということで、11節の修繕料17万5,000円は古平支署の庁舎のオーバースライダーの修理の経費でございます。19節も人件費でございます。

　続いて、２目非常備消防費、既定の予算から54万8,000円を減額して、1,508万8,000円とするものでございます。11節で詰所、車両修理費63万3,000円の減、車両の修理で減額するものでございます。被服費、下の備品購入の被服購入費、これにつきましては団員１名の分の活動服、また制服等の経費でございます。結果、現在の団員数は61名ということで聞いてございます。

　続いて、３目救急業務費、既定の予算から322万6,000円を減額して、2,519万1,000円とするものでございます。こちらは、人件費の増減でございます。３目と１目で見ている３名と11名の部分で人事異動がありまして、この目で見ている職員の異動がございますので、それぞれ増減があるというものになってございます。

　では、ページ戻っていただきまして、16、17ページをお開きください。一番下の13款１項１目基金費、既定の予算に7,038万2,000円を追加して、１億7,767万2,000円とするものでございます。25節、財政調整基金積立金、一般会計の27年度、昨年度の剰余金が出てございます。そのうち繰越明許に充当しなければならない金額を引きまして、純粋に繰り越される金額の２分の１を下らない金額を積み立てなさいということで地方財政法に規定がございますので、それに見合う経費をのせてございます。ふるさと応援基金の積立金、これにつきましては歳入でご説明しますが、寄附金の総額から贈呈品の経費や事務費を差し引きまして、こちらに計上してございます。

　５ページをお開きください。５ページの上の表です。歳出絡みでございますので、説明いたします。第２表、債務負担行為補正ということで、ここで新しく情報セキュリティーポリシー等の改定業務に関する債務負担行為を設定させていただくものでございます。期間が28年度から29年度までということで、限度額432万円でございます。この内容としましては、３点ございます。まず、現在町で持っております情報セキュリティーポリシー、この改定作業が必要になってございます。理由としましては、総務省で出してございます、ちょっと長いのですけれども、地方公共団体における情報セキュリティーポリシーに関するガイドライン、これが改定されております。平成27年３月に５年ぶりに改定されてございます。これに対応できるように町のポリシーも改定しなければならない、これが第１点。

　第２点目としましては、特定個人情報の安全管理措置としまして町において基本方針、取り扱い規程、取り扱いマニュアルを作成する必要が出てきてございます。これにつきましては、これもガイドラインがございまして、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン、発出元が個人情報保護委員会、国の第三者機関と書いてありましたけれども、そういうものでございます。これが第２点目。

　第３点としましては、個人情報保護法がまず改正になってございます。平成27年９月９日、去年の９月９日公布になっておりまして、それが２年以内に施行するということで全面施行するということになってございます。町でも個人保護条例なり規定がございますので、町の例規に対しての影響を調べる、そして精査してまた条例改正なりが必要だったら、それを提案しなければならないので、その例規の整備でございます。

　以上の３点のものを専門の業者に委託したいと思いますので、こちらのほうに盛らせていただきます。通常歳出予算のほうでのせるのですけれども、期間がかかると。終わりがもう決まっております。来年の６月ぐらいまでには完成していないといけないので、ことしまず契約行為をさせていただきまして、来年度の歳出予算にこの432万円をのせると。今年度契約したいので、ここで債務負担行為、こういう債務というのですか、今年度に契約できるようにここに、歳出予算には盛らないのですけれども、この債務負担行為の表にのせていただきまして契約を進めると。しつこいようですけれども、432万円、これ限度です。これにつきましては、来年度の予算、契約で入札減があるのだとこれよりも以下の金額になると、そういうような考え方で債務負担行為設定してございます。

　続いて、歳入に入ります。歳入、６ページ、７ページをお開きください。12款１項２目民生使用料、既定の予算に70万円を追加して、921万3,000円とするものでございます。幼児センターの保育料、広域入所分と書いてございます。余市町に住んでいる家族の子供が古平町の幼児センターに通うというものでございます。４月の段階では古平にいたのですけれども、余市に引っ越したということで、６月か７月、そのころに引っ越したということで余市町の住民であると、保護者が余市町の住民ですけれども、お子さんはなれ親しんでいる古平のほうということで、余市町なのですけれども、古平町に広域入所という形で、その関係経費を70万円追加するものでございます。

　続いて、13款１項２目、２目を新しく設けさせていただきます。保健衛生費負担金４万5,000円です。歳出で申し上げましたように、未熟児養育医療費の負担金でございます。かかる経費の国が２分の１を負担するということで、今現在かかった経費が９万698円ということで、その２分の１の金額を計上すると。

　続きまして、２項１目総務費補助金、既定の予算に51万2,000円を追加して、406万2,000円とするものです。通知カード、個人番号カードの交付事務補助金、国のほうで交付決定されて金額が82万6,000円ということで通知がございましたので、それに見合うような補正でございます。

　続いて、２目民生費補助金、既定の予算に2,043万6,000円を追加して、4,397万7,000円とするものでございます。節を新しく設けました。経済対策臨時福祉給付金2,043万6,000円でございます。給付金の扶助費1,800万円部分と事務費の部分ということで、100％補助ということで計上いたしました。

　続いて、14款１項２目、こちらも新しく設けました。未熟児の部分でございますが、道の負担割合が４分の１ということで２万2,000円計上です。

　続いて、２項２目民生費補助金、既定の予算に11万円を追加して、1,472万4,000円とするものでございます。ひとり親家庭の医療費の給付事業でございますけれども、歳出の２分の１の道負担でございますので、計上しております。

　続いて、15款２項２目、２目を新しく設けます。物品売払収入32万4,000円です。内容としましては、町有地にある樹木の売り払いが10万3,000円ほど、あとステージア、ハイエースの下取りといいますか、その金額が22万1,000円ほどございます。

　ページめくって、８ページ、９ページです。16款１項１目寄附金、既定の予算に9,060万5,000円を追加して、４億6,860万6,000円とするものです。ふるさと応援寄附金でございますが、当初予算でかなり多く見ていたと思うのですけれども、当初の寄附金、予算上３億7,800万円見ておりました。これまでの11月末で３億1,200万円ほどございますので、今後も見込みまして当初予算の24％増の４億6,860万5,000円をこちらに計上したものでございます。ちなみに、27年度の寄附金は３億6,080万4,000円ほどでございました。

　続いて、17款１項１目簡易水道事業特別会計繰入金、既定の予算から51万8,000円を減額して、293万9,000円とするものでございます。繰入金、簡易水道とのやりとりでございますが、担当課長が一般会計の仕事であります建設関係の仕事、また水道、飲み水のほうの簡易水道、そして下水道というこの３つで経費を見ようと、それぞれ３分の１の仕事をしてというざっくりな案分なのですけれども、そういう考え方で今まで会計の組み方をやってございます。課長の人件費の部分で共済組合が退手の負担率が下がったと聞いてございます。その部分での減の部分の影響でございます。

　続いて、２項１目財政調整基金繰入金、既定の予算から4,000万円を減額して、3,000万円とするものでございます。当初予算では、財調からの繰り入れ１億700万円見てございまして、９月定例会時点では7,000万円まで圧縮してございます。今回も繰越金が出てございますので、圧縮できる部分を圧縮するという形の調整をしてございます。

　続いて、18款１項１目繰越金、既定の予算に１億459万3,000円を追加して、１億459万4,000円とするものでございます。前年度の繰越金額、剰余金から繰越明許充当分を差し引きまして、金額的には１億459万4,839円でございましたので、それに見合う補正でございます。

　続きまして、19款４項２目雑入、既定の予算から356万1,000円を減額して、5,257万3,000円とするものでございます。上から４行分を新しく設けてございます。まず、１行目、小樽掖済会病院附属古平診療所の有床診療維持負担金精算返還金でございます。27年度まで負担金を支出してございますが、精算できましたので、その精算部分、返してもらう部分が526万4,870円ということで決定して最終精算終わってございます。続いて２つ、衛生施設組合の過年度負担金の精算還付金、過年度繰越金の精算還付金。まず、上から２行目の部分につきましては、衛生施設組合の27年度の決算が終わったと。各町村、構成町村の案分率もここでやっと決まってございますので、そこで町村間のでこぼこをならすということで、古平は案分率少し下がって返してもらえる部分が出たということで97万9,000円です。そして、３行目の繰り越し分というものにつきましては、組合の決算剰余金が1,934万4,000円余り出てございます。その剰余金を各町村の負担割合で戻すということでの繰り越した剰余金の返還でございます。４行目の漁港施設用地の占用料でございますが、歳出に見合う額を荷さばき所を占用してございます漁協さんからいただく部分を同額見てございます。その他収入で財源調整をさせていただいております。

　最後に、20款１項２目民生債、既定の予算に130万円を追加して、1,340万円とするものでございます。子ども医療費の支援で、歳出増に伴いまして過疎債ソフトの部分をふやします。

　続いて、３目衛生債、既定の予算に210万円を追加して、7,430万円とするものでございます。医師住宅の建設事業債ということで、歳出で追加をお願いした部分について過疎債ハードで手を挙げてみたいと考えてございます。

　４目農林水産業債、既定の予算に100万円を追加して、430万円とするものでございます。サケの生けす網の購入でございますが、こちらも過疎債ハードで手を挙げたいと考えてございます。

　10ページ、11ページです。９目臨時財政対策債、既定の予算から887万5,000円を減額して、7,652万5,000円とするものでございます。こちらは、９月の定例会で提出すべきものをちょっと失念してございました。今年度の臨時財政対策債が普通交付税の決定したときにわかります。7,652万5,000円ということになってございますので、今回それに見合うように減額させていただきたいと思います。

　以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

〇議長（逢見輝続君）　説明が終わりましたけれども、これで午前の部を終わりまして、１時から再開いたします、昼食のため。

休憩　午前１１時５２分

再開　午後　０時５６分

〇議長（逢見輝続君）　何分か早いようですけれども、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

　先ほど平成28年度古平町一般会計補正予算の説明が終わったところでございます。これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〇２番（堀　　清君）　ページ数が17ページ、ふるさと納税、順調にいっているのですけれども、その中で要するに贈呈品のランクの十傑くらいまでの細部を説明してもらいことと、あと事業所別の割合を報告してもらいたいのですけれども、わかる限りでよろしいので。

〇企画課長（細川正善君）　まず、贈呈品の十傑なのですが、11月末現在で１位がからしめんたいこどんと２キロセットです。２位が塩かずのこ、しょうゆイクラセットであります。３位がタラコ、しょうゆイクラセットです。４位がタラコどんと２キログラムセット、５位がサケとば、しょうゆイクラセット、６位が商品名として大島Ｂセット、７位が特選タラコ、めんたいこセット、８位がホタテ、イクラ、ツブ塩辛セット、９位が特大ボタンエビ１キログラム、10位がタラコばら切り何と３キログラムセットであります。

　業者別のパーセントなのですが、11月末で大島水産36％です。贈呈品の中の36％です。続いて清水商店24％です。続いてカネト山田水産13％です。続いてヤマダイふじたさんが11％、続いて漁協生産部10％、かねきちさんが４％、よ吉野さんが２％というふうになっております。

〇９番（工藤澄男君）　15ページの幼児センターの部分で先ほどちょっと聞き逃したのですけれども、工事請負費、幼児センターの保育室増室工事請負費の部分を済みませんけれども、もう一度ちょっと説明お願いしたい。

〇民生課長（五十嵐満美君）　幼児センターの保育室増室工事請負費の内訳ですが、中身としまして当初予算計上時につきましては幼児センター入って、玄関入って左側にカウンターで仕切られている保育士のミーティングスペースと言われているところです。そこの工事を行う予定で当初の計上時にはカウンターを生かしてカウンターの上にカーテンを引く形にして３歳未満児の主に午睡、お昼寝のスペースとして使う予定で当初予算計上しておりました。今年度に入りまして未満児のクラスの幼児の状況も変わったことから、午睡だけのために使うスペースではなくて、今現在デッドスペースになっているところを有効的に活用するためにカウンターを取り払ってサークル、可動式の取り外し、脱着式といいますか、外して使わないときはまとめて置いておいて広いスペースにするということで脱着式のサークルを組んで今現在カウンターの中のスペースにあるもの、物置になっていますけれども、それを収納棚を作りつけることで物置のスペースをつくるということで、そうすることでサークルだと格子になっていますので、カウンターだと死角になってしまうことから、死角になりますと保育士がそこに１人、子供いるときは必ずいなければならないことになってしまいまして、今ぎりぎりの保育士の数でやっていることから、死角をつくらなく、ホールからも各クラスからも見通しができるようにサークルをつくる形にして保育室、午睡だけではなく、未満児の年齢ごとの遊びのスペースに使ったりですとか、生活発表会などの行事の際には小さい子供遊ばせるスペースにするとかの有効的なスペースとして使うことで今回補正予算を組ませていただいてサークルと棚をつくる予算を計上させていただきました。

〇９番（工藤澄男君）　そうすれば、28年度の予算では66万ほどと今回足して170万の中でできるということでよろしいのですね。

〇民生課長（五十嵐満美君）　170万の内訳には、カウンターの取り払いを行う費用ですとか、サークルがやっぱり既製のものではございませんで、特別につくる形のものとなっておりますので、サークルが一番お金がかかります。50万以上のものを予定しておりまして、あと棚ということで170万ほどの予算になっております。

〇９番（工藤澄男君）　今ちょっと聞き忘れたのですけれども、この工事はもう進んでいるのでしょうか。この前幼児センターの発表会行ったときには、余り変わっていないように思えたのですが。

〇民生課長（五十嵐満美君）　工事は、この予算をいただいてから設計しまして、入札を行いましてから工事に取りかかります。

〇８番（髙野俊和君）　ちょっと初歩的なことなのですけれども、14ページの経済対策臨時福祉給付金なのですけれども、町長の行政報告でもありますけれども、これ多分26年度に消費税が５％から８％になったときから国での対策としてやっていると思うのですけれども、今年度３月までにこの受け付けをやりなさいということで、１人１万5,000円が支給されるということなのですけれども、今年度はこの支給はいつぐらいからやる予定、国の対策ですから、はっきりはわからないかもわかりませんけれども、いつぐらいの給付になる見通しなのでしょうか。

〇民生課長（五十嵐満美君）　３月から受け付けを開始しまして、４月、受け付け開始から約１カ月後からの支給を予定しております。

〇８番（髙野俊和君）　これも見通しでいいのですけれども、多分31年に消費税が10％になると思うのですけれども、それまでこのような対策というのはずっと続くという可能性あるのでしょうか。また、金額的には動くということはあるのでしょうか。見通しでいいので、わかりましたら説明をちょっとお願いしたいと思いますけれども。

〇民生課長（五十嵐満美君）　今回の経済対策の臨時福祉給付金ですが、平成29年４月から平成31年９月までの30カ月分ということで支給が予定されております。

〇８番（髙野俊和君）　29年から31年までの合計が１万5,000円ということなのでしょうか。そして、31年以降は、その後また国での対策もあり得るということなのでしょうか。

〇民生課長（五十嵐満美君）　消費税が５％から８％に上がってからの措置になりまして、今のところ31年の10月に10％に上がるのを見越しまして31年の９月までの分を今回支給することになっています。仮に10％に上がるのがもっと31年10月以降にずれた場合には、同じような形で臨時福祉給付金という形の支給が続く可能性は十分あると思います。

〇５番（寶福勝哉君）　７ページなのですが、幼児センター保育料、広域入所分の説明で現在余市にいる児童、以前古平にいた児童についての説明はあったのですが、この70万、具体的にどのように使われるものなのか、ちょっと説明していただきたいです。

〇民生課長（五十嵐満美君）　どのように使われるものという質問に対しましては、保育料を各保護者から受けまして、いろんな階層に分かれて一人一人金額違いますけれども、１人にかかっている金額は保育料のみでは全く足りず、未満児でいうと１人５万とか６万とか、かかる場合は10万以上かかる、ゼロ歳児だとそういう場合もあります。その分につきましては、古平町は古平町の会計から支給している、幼児センター費の中から支出している形になっております。広域入所の分につきましては、余市町の子供さんを預かりますので、子供の保育というのはその市町村で措置しなければならないお金と決められておりますので、今回のこの広域入所の分は余市町の子供を預かる分を保護者からもらう保育料と余市町から負担されるその子にかかる費用の分についての保育料ということで歳入を見ております。

〇１番（木村輔宏君）　15ページの委託料、医師の住宅建設の設計予算ですけれども、これ非常にいいことなのですけれども、ただ相手があることなのですけれども、医者が来てつくれるのだとすればいいけれども、医者が見通しがなくてこの予算を、設計をするということにならないのかなというちょっと心配があるのですけれども、見通しとしてどうなのでしょう。

〇保健福祉課長（佐藤昌紀君）　２人目の医師確保については、これまでも何回か発言してきたのですが、もう何人の方とも面接、２人の方については診療所の見学までしていただいております。そういった中で今本州の方、在住の方なのですが、旦那さんがお医者さん、奥さんと２人で移住していただけるような方が一番有力だということで法人のほうからは来春何とかその方を連れてきたい、ついては住宅のほうお願いできませんかというお話がありましたので、ただこれ予定であって何とも言えないのですけれども、町としてはそれが実現するように最大限法人には申し入れていきます。そうなるだろう、なってほしいということでうちの態度として医師住宅建てますという宣言をいたしたいと思って計上させていただきました。

〇１番（木村輔宏君）　物すごくいいことですから、率先してやって、ただどこに住宅をつくる予定なのか、やっぱり病院の近くというか、便利なところのほうが何かあったときに助かると思いますけれども、その辺はどうなのでしょうか。

〇保健福祉課長（佐藤昌紀君）　建設予定地は、今診療所の車庫、地域福祉センターの車両を置いている車庫のちょうど裏手、小田嶋アパートさんと言っていいのでしょうか、の裏手と言っていいのでしょうか、そこが比較的広く土地があります。それと、医師の体制の関係でオンコール体制をとるためには、同一敷地内に住宅があると院内待機をしなくて済むという観点から、同一敷地内に住宅が１軒欲しいというお話がありましたので、今車庫の置いてある場所の車庫をずらして、そこに持っていきたいなと現在考えております。

〇４番（岩間修身君）　今医師２人になる予定だということで、大変いいことであります。それで、有床にすると言っていながら、まだ看護師、それから介護士ですか、足りない部分でもって有床できないと、そんなふうなことだと思うのですが、例えば看護師が何人、それから介助士が何人足りないか説明してください。

〇保健福祉課長（佐藤昌紀君）　今現在看護師が５名体制で行っております。これで入院病床を稼働させようと思った場合には、少なくともあと三、四人必要になってきます。そういった観点から、別な方法がとれないかということで介護士のほうについても今いろいろと模索をしております。法人から入っている情報では、今現在介護資格を持った職員が１名おられます。そのほかに来春までに３名採用予定であるという、面接まで終わっているという話は聞いております。介護士については、その４人で何とか、あと看護師とあわせて何とか回していけるだろうという予測をしております。その介護士が全部そろった段階で何とか病棟稼働というのが実現になってくるのではないかなと思っております。

〇４番（岩間修身君）　そのそろった時点で有床になると思います。それで、これ人間のことですから、ぎりぎりでやっていてやめた、人数いないから有床にならないというようなふうになると思うのです。それで、なかなかどこの町でも大変なことだと思いますので、今後私の考えでは奨学金制度にして看護師になって古平で勤めてくれる場合には奨学金を出しましょうと、それで何年で幾らとか、そんな細かいことは後にして、そういう制度を設けて３年なら３年、５年なら５年ということになれば常に看護師でも介護士でも埋まっている状態になるのでないかなと、そう個人的に思っているのですけれども、課長の考えをお聞かせください。

〇保健福祉課長（佐藤昌紀君）　議員おっしゃられるとおり、今この現状において古平町内、もしくは近隣町村から看護師または介護士を募集をかけてもなかなか集まらない状況、人材不足に陥っております。そういった中で法人、事務方ともいろいろ協議している中で外から連れてくることも考えていかなければならぬということで、今議員おっしゃられるとおり奨学金制度等について私今勉強している最中です。近隣の既にやっている病院さんのほうから仕組みだとか、そういうものを勉強させてもらっている最中です。

〇４番（岩間修身君）　ちょっと忘れましたけれども、先般新聞に出ておりまして、10年なら10年で奨学金返還しなくてもいいとか、そういう町村がありましたので、その辺を考えて、例えば看護師がいないから、介助士がいないから有床になりません、出ていってください、これはちょっとできないと思うので、そういう方法でもいいから、とにかく集めて安心して入院できるような体制をとってもらいたいと思います。答弁はいいです。

　終わります。

〇３番（真貝政昭君）　９ページになります。歳出のほうでもいいのですけれども、下から２段目の今質問のあった医師住宅の建設事業債なのですけれども、この起債の種類といいますか、どういう種類の返済方法とか、そういうのも含めて説明をお願いします。

　それと、今の質問に対する答弁で建設場所について触れているのですけれども、できればこういう予算を提案する場合、概略ここら辺だという図面を添付して説明されると具体的につかめるのですけれども、ちょっと気になりましたのは車庫を移動してという説明があったのですけれども、そこで快適な医師としての住環境が確保できるのかというのをちょっと疑問に思ったので、それはやはり図面上に、平面図ですけれども、箱を置いてみて、そして庭がちゃんと確保できるかとか、日照、それから風通し、そういうのが確保できる場所なのかどうかというのがちょっと疑問なので、それについても説明をお願いします。

　それと、もう一つは、指定管理の契約では約１億5,000万を年間町で支出するということなのですが、２人目の医師を含めた内容であったかどうかという確認をしたいのです。それをまず説明をお願いします。

　それと、13ページになります。地域福祉センターのスプリンクラーの設置工事実施設計がこれだけ出ているのですけれども、イメージとして地域福祉センターと、それから元気プラザのほうに防火用の鉄製の扉があります。あそこから地域福祉センター側のことを言っているのか、それとももっと居住区を含めたところまで発展しているスプリンクラーの設置なのかということを説明をお願いしたいと。

　それから、防火扉のところで元気プラザと地域福祉センターが分かれているとすれば、元気プラザのほうについての、入居者がいるほうです。あちらのほうのスプリンクラーの設置がどうだったかという確認をしたいので、説明をお願いします。

　それと、設計料がこれだけなのですけれども、大体概略工事額というのはどれくらいになる予想なのでしょうか、説明をお願いします。

　それから、15ページになりますけれども、改めて先ほどの医師住宅の関係も大体の工事額どれくらいを見込んで設計されるのか伺います。

　それと、診療所のスプリンクラーの設計もそうですけれども、全域、１階、２階ともスプリンクラーの設置ということになるのでしょうか、どれくらいの工事額になるのか、予想を説明してください。

　それと、実際に医師住宅、あるいは診療所のスプリンクラー工事に入りますけれども、起債でいくと思うのですけれども、過疎債適用になるのかどうかというのが注目されるのですけれども、その説明についてもお願いします。

　それから、17ページについてお伺いします。水産費になりますけれども、サケ稚魚海中育成について先ほど財政課長のほうから説明がありましたけれども、もう少し詳しく、550万尾を育て上げるには水が足りないような説明がされていましたけれども、ポンプの能力が落ちてきているのか、それともたしかふ化場は地下水を使って育てていたと記憶しているのですけれども、その地下水そのものが弱まっているのかどうかということを伺いたいと。

　それと、放流の仕方なのですけれども、従来の放流の仕方と今回100万尾を海中育成、飼育するということなのですけれども、当面ふ化場でふ化させて、それから一定時期に100万尾を海中飼育するという手順になるのだとすれば、大体どういう成育状況の時期にそういう手順に従ってやるのか、それから一定程度のところで放流するのでしょうけれども、ふ化場で育て上げたものとの放流の仕方とは違うのかなという、そういう疑問がありますので、それについても説明をお願いします。

　最後に、消防のほうなのですけれども、職員の人数が11名と記載されています。現在の消防、救急の体制でこの11名で足りているのかどうかということと、それから本部から１人受け入れて支署から１人本部にという説明がされていたように思います。そこら辺についての説明ももっと詳しくしてください。

〇財政課長（三浦史洋君）　ご質問たくさんあった部分の前段の部分について起債の関係ですので、お答えします。

　まず、医師住宅建設で今回起債を見ています。実施設計分で起債を見ていますが、起債の名称は過疎対策事業債で、建物ですからハード事業です。償還年数は12年、うち３年間は利子のみ払って、残りの９年間で元金も合わせて払います。

　後のほうで診療所のスプリンクラーのほうも起債がつくかどうかというご質問だったので、起債の担当しています振興局のほうに問い合わせをしております。スプリンクラー該当になる、過疎債該当になるという回答いただいておりますので、ご報告します。

〇保健福祉課長（佐藤昌紀君）　まず、医師住宅の概略の図面、それから場所の適地の問題についてなのですけれども、おおよそ私のほうで同一敷地内でと考えるとあそこだろうというイメージでいます。詳細について、日照の関係だとか、十分なスペースがとれるだとか、そういうことについてはこの実施設計の中で一緒に考慮したものをやってもらおうと思っております。当然周りに建物がございますので、日照がとれないような建て方というのをしないように、それらも含めてやってもらおうかなと思っております。

　おおよそどのぐらいの金額で考えているのかというお話ですが、これも現段階ではきちんとしたものはできていないのですけれども、この実施設計で出してもらおうと思っているのですが、おおよその概算で坪65万くらいで何とかならないかなとは思っております。それで、総体で3,000万弱で抑えることできないかなと思っております。

　それと、スプリンクラーの工事費の関係ですが、こちらのほうも水圧の関係だとかいろんな技術的なことがあるようで、水道水だけではちょっとできないようですので、どういう工法でいくかということを含めてこの実施設計でやってもらおうと思っています。そういった中で、元気プラザと診療所合わせて約9,000万くらいではないかというお話はいただいております。ちょっとまだこれもアバウトな計算で、参考的にこのぐらいの金額ではないでしょうかというお話をいただいているだけですので、今ちょっとここでは何とも言えないと思っています。

　それと、地域福祉センターと元気プラザのスプリンクラーの関係ですけれども、今回設計する場所については元気プラザの入居者にかかわる部分に関してのスプリンクラー設置を考えております、地域福祉センターのほうはスプリンクラーの設置義務はございませんので。地域福祉センターのほうにある義務については、自動火災通報装置、それから火災報知機を連動させられなければならないという義務が発生しておりますけれども、それについては少額事業費でできますので、通常の予算の中でできるかと思います。

〇産業課長補佐（井本将義君）　大まかに説明します。

　放流数550万尾につきましては、300万尾をふ化場でふ化、飼育、そして放流しております。残り250万尾は、真狩や京極から運んできた稚魚を古平川に放流してございます。ふ化場の中なのですけれども、飼育池、これが４面設置しておりますが、議員ご指摘にありましたとおり水量の不足などによりまして現在飼育池は３面しか使えない状況になっております。その３面を利用しまして１軍魚、早目にスタートするグループと、あと２軍魚という２つのグループで飼育を行っておりまして、今回100万尾海中で育成を目指しておりますのが２軍魚の部分、これがお話ししましたように池の場所が狭い関係上、十分に成長しない時期に放流をしておりましたので、その２軍魚のうちの100万尾を海中飼育して大きく育てて放流して回帰率の向上を目指そうという状況でございます。

　以上です。

〇保健福祉課長（佐藤昌紀君）　済みません、１つ回答を忘れておりましたので、改めて回答いたします。

　指定管理料１億5,000万の中に医師２名分の経費が含まれているのかというご質問でしたが、医師２名分の経費が見積もりされております。ですので、精算の段階でかかっていない経費については返していただくことになるかと思います。

〇企画課長（細川正善君）　消防関係のところお答えいたします。

　先ほど議員より11名で足りているのかというご質問だったのですが、議案の21ページなのですが、常備消防費で11名、それと３目の救急業務費のところにも３名計上しておりますので、全部で現在は14名おります。この14名で救急業務やるのに足りているのかといいますと、勤務体制としては隊を組んだりするのはなかなか今厳しい状況であります。それで、来春に１名採用を予定しているところであります。

　それと、ご質問のあった余市暑と古平支署の人事異動の部分なのですが、これは古平町と余市町だけの合意によって勤務場所の変更という形で、余市消防署と古平支署との人事異動に伴う費用負担に関する協定書というものを結んで勤務場所の変更ということで扱っております。古平支署としては、余市署から支署長を迎えて、こちらの古平支署からは係長職１名を余市署のほうに異動させているという状況であります。

〇３番（真貝政昭君）　サケの海中育成なのですけれども、初めて実施することになるのでしょうか。もしほかの地域でこういうやり方をしている実施例があるのかどうか、生息率、生存率といいますか、そういうのもかかわってくると思うので、それがどのようになっていくのか説明をお願いします。

〇産業課長補佐（井本将義君）　ご質問にお答えします。

　近隣の地区におきましては、積丹地区で４年ほど前ですか、実施した経過がございます。それを実施したことによりまして、サケが回帰多くなりまして、定置網の漁獲が増加したという実績がございます。日本海側におきますサケの回帰率なのですけれども、おおむね５％というのが状況でありまして、この５％をさらに超えるような、８なのか10なのか、そのあたりを目指して事業を進めたいと思っているところでございます。

　以上です。

〇議長（逢見輝続君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、討論を終わります。

　これから議案第49号　平成28年度古平町一般会計補正予算（第４号）を採決いたします。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　　　◎日程第５　議案第５０号

〇議長（逢見輝続君）　日程第５、議案第50号　平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

　本案について提案理由の説明を求めます。

〇民生課長（五十嵐満美君）　ただいま上程されました議案第50号　平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について提案理由をご説明申し上げます。

　本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,974万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ１億9,221万7,000円とするものでございます。

　それでは、歳入からご説明申し上げますので、議案26ページ、27ページをお開きください。歳入は、平成27年度の後志広域連合分賦金過年度精算還付金の増額補正でございます。

　５款諸収入、３項１目広域連合支出金でございますが、既定の予算に1,974万1,000円を追加し、予算額を2,172万1,000円とするものでございます。こちらは、平成27年度の広域連合負担金の精算分として1,974万1,898円が還付されるための増額でございます。内訳としましては、医療給付費分が1,796万2,000円の減、後期高齢者支援金分が177万9,000円の減となったものでありまして、介護納付金分については増額となったため追加徴収となっておりますので、歳出のほうへ計上しております。

　次に、歳出のご説明を申し上げますので、議案28ページ、29ページをお開きください。歳出の１款総務費、１項２目広域連合負担金でございますが、既定の予算に95万1,000円増額し、予算額１億5,473万3,000円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金は、先ほどもご説明いたしましたが、平成27年度後志広域連合負担金精算により介護納付金分に95万563円の不足が生じたための追加徴収となりましたので、増額補正するものでございます。

　４款予備費でございますが、既定の予算に1,879万円を増額し、1,979万8,000円とするもので、歳入の後志広域連合分賦金過年度精算還付金1,974万1,000円から歳出の後志広域連合負担金過年度分の95万1,000円を差し引いた額を財源調整として増額補正したものでございます。これらの後志広域連合負担金については、去る11月４日開催されております後志広域連合定例会において補正の議決をいただいております。

　以上で議案第50号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（逢見輝続君）　説明が終わりましたが、質問を受ける前にちょっと訂正がございますので、説明してください。

〇副町長（田口博久君）　大変申しわけございません。ただいま議長のほうから上程されました議案の表題名、付議事件、皆様の議案書の表紙の裏をちょっとごらんください。議案書の表紙の裏です。ここで議案50号　平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）となっておりますが、ただいまご説明いたしました議案書23ページ、補正予算の第２号となっております。正しいのは、第２号でございます。ただいま民生課長がご説明申し上げた内容につきましては、全く変わりございませんが、上程していただく議案の内容、表題名に誤りがございましたので、その部分を訂正いただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

〇議長（逢見輝続君）　訂正が終わりましたので、これから質問受けますが、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、討論を終わります。

　これから議案第50号　平成28年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　　　◎日程第６　議案第５１号

〇議長（逢見輝続君）　日程第６、議案第51号　平成28年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　本案について提案理由の説明を求めます。

〇民生課長（五十嵐満美君）　ただいま上程されました議案第51号　平成28年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について提案理由をご説明申し上げます。

　本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6,040万8,000円とするものでございます。

　それでは、歳入のほうからご説明申し上げます。議案34ページ、35ページをお開きください。こちらは、平成27年度の後期高齢者医療特別会計からの繰越金で、20万9,652円の確定により増額補正しております。

　４款繰越金、１項１目繰越金、既定の予算に20万8,000円を増額し、20万9,000円とするものでございます。

　次に、歳出のご説明を申し上げますので、議案36ページ、37ページをお開きください。４款予備費でございますが、既定の予算に20万8,000円を増額し、27万4,000円とするもので、こちらは財源調整のための増額補正となってございます。

　以上で議案第51号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（逢見輝続君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、討論を終わります。

　これから議案第51号　平成28年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　　　◎日程第７　議案第５２号

〇議長（逢見輝続君）　日程第７、議案第52号　平成28年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　本案について提案理由の説明を求めます。

〇建設水道課長（高野龍治君）　ただいま上程されました議案第52号　平成28年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由のご説明をいたします。

　本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,702万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億7,497万6,000円とするものでございます。

　補正の款項、金額などに関しましては１表を41ページに記載しておりまして、地方債の補正につきましては第２表を43ページに記載しております。

　それでは、歳出からご説明しますので、46、47ページをお開きお願いいたします。１、１、１、一般管理費、補正額としまして７万円の減額でございます。給与5,000円の増ということで、職員給与というわけでございますが、この後上程されます議案第56号に関する給与改定によるものでございます。職員手当等９万6,000円の増、この中で扶養手当、期末手当、１つ飛ばしまして退職手当組合納付金、それと児童手当につきましては決算見込みを想定した精査の補正でございます。この中段の期末手当に関しましては、給与改定によるもので、率が0.1増加ということで８万8,000円増加するものでございます。次に、共済費８万3,000円の減と。共済組合納付金、これにつきましては決算見込みを想定した精査の補正でございます。その下、公課費でございますが、43万円の増と。消費税及び地方消費税納付金ということでございますが、平成27年度の決算が確定しまして納付額が確定いたしました。その結果、43万円不足する結果となりましたので、不足額を増額するものでございます。その下、繰出金51万8,000円の減と。一般会計繰出金、これは一般会計の補正予算でも説明ありましたけれども、管理職の人件費の３分の１を想定した繰り出ししているものですけれども、会計間移動の関係で51万8,000円減額ということでございます。

　２、２、１、施設整備費、補正額1,695万4,000円の減と。内訳としまして、需用費30万円の減、消耗品の減でございます。これは、補助事業の決算見込みで不用額が発生しましたので、その整理補正でございます。その下の委託料38万2,000円につきましても補助事業の決算見込みの不用額の整理でございます。工事請負費1,627万2,000円の減と。内訳としましては、配水管布設がえ工事請負費1,084万8,000円の減、給水管接続工事請負費260万の減と。これにつきましては、当初予定していた補助金が390万余り配分されませんでしたので、その結果事業費を圧縮して発注したということの残額でございます。その結果、不用額が発生しましたので、この額を減額するものでございます。量水器更新工事請負費18万6,000円減、町道高校通線配水管移設工事費263万8,000円の減、これにつきましては決算見込みを想定した不用額の整理でございます。

　引き続きまして、歳入をご説明申し上げますので、44、45ページをお開きください。３、１、１、施設費補助金、補正額としまして933万3,000円の減でございます。簡易水道等施設整備費補助金ということでございますが、これにつきましては制度改正によるもので、国補助から道費補助のほうに移行されております。その結果、全て減額するものでございます。

　５、１、１、一般会計繰入金、これに関しましては一般会計のほうでも若干説明ありましたが、普通交付税の起債に相当する算入額が確定しましたので、その確定したことで6,000円が増額されたというものでございます。

　５、２、１、簡易水道財政調整基金繰入金、補正額289万9,000円の減でございます。これにつきましては、歳入歳出予算を同額にする財源調整でございます。

　８、１、１、簡易水道事業債1,020万円の減ということで、簡易水道等施設整備事業債ということでございますが、これも補助金額が予定の額を配分してもらえなかったということで事業費が減少しております。その結果、事業費が減少した結果で発行額も減少するというものでございます。

　９、１、１、施設費補助金540万2,000円の追加でございます。名称につきましては、水道施設耐震化事業補助金ということで、先ほどの国補助の関係が道支出金、道補助金のほうに移行されたということで補助金名もこのように変更なっております。補助金が当初予定より配分されなかったということで、当初国費の場合は933万円だったのですけれども、配分されなかったことから540万2,000円ということでございます。

　以上をもちまして議案第52号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長（逢見輝続君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〇２番（堀　　清君）　今補助金が減額されたということで再度答弁していましたので、そのものというのは新しい年度になったらまた出るということは想定されないのですか。

〇建設水道課長（高野龍治君）　補助金に関しましては、毎年度毎年度の申請なので、その部分配分されなかった額が優先的に来年度配分されるということはございません。たまたま昨年度、27年度までは満額ついてきていたのですが、全国津々浦々いろんな事業やっているかと思いますので、そういった国の予算の枠の関係上、今年度に限っては配分が圧縮されたというふうに感じております。

〇議長（逢見輝続君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、討論を終わります。

　これから議案第52号　平成28年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　　　◎日程第８　議案第５３号

〇議長（逢見輝続君）　日程第８、議案第53号　平成28年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　本案について提案理由の説明を求めます。

〇保健福祉課長（佐藤昌紀君）　ただいま上程されました議案第53号　平成28年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由の説明をいたします。

　本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ184万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,284万9,000円とするものでございます。

　それでは、詳細について説明いたします。まず、歳入から説明させていただきます。56ページ、57ページをお開きください。順番をちょっと変えますが、まず下の３款１項１目繰越金についてですが、補正額1,662万3,000円しまして、合計1,662万4,000円とするものです。これについては、平成27年度決算が確定いたしたもので、前年度からの繰越金でございます。

　その次、２款１項１目一般会計繰入金については、前年度繰越金が1,662万3,000円ございましたので、一般会計からの繰入金を要しないということで皆減するものでございます。

　次に、歳出について説明いたします。58ページ、59ページをお開きください。１款２項１目居宅介護支援事業費、既定の予算に７万4,000円を増額し、894万6,000円とするものです。３節職員手当等、４節共済費、これについては人事院勧告に伴う増減となっております。

　それから、１款３項１目介護予防支援事業費、既定の予算から３万6,000円を減額し、772万5,000円とするものです。２節給料、３節職員手当等、４節共済費、これについても人事院勧告に伴う増減でございます。

　２款１項１目予備費、既定の予算に181万1,000円を増額し、189万4,000円とするものです。これは、歳入と歳出との関係から財源調整しているものでございます。

　以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長（逢見輝続君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、討論を終わります。

　これから議案第53号　平成28年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　ここで２時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時０２分

再開　午後　２時１４分

〇議長（逢見輝続君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

　　　　◎日程第９　議案第５４号

〇議長（逢見輝続君）　日程第９、議案第54号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

　本案について提案理由の説明を求めます。

〇総務課長（藤田克禎君）　ただいま上程されました議案第54号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明を申し上げます。

　今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じまして地方公務員の介護支援に係る規定が修正され、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を行う必要があることから、上程させていただくものでございます。なお、改正の内容につきましては、自治労古平町職員組合とは合意済みでございます。

　内容でございますが、66ページをお開きください。２点ございます。１点目が介護休暇について、職員が要介護者の介護をするため、任命権者が職員の申し出に基づき要介護者のおのおのが当該介護を必要とする１つの継続する状況ごとに３回を超えず、かつ通算して６カ月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇といたします。

　２点目につきましては、介護時間、職員が要介護者の介護をするため、要介護者のおのおのが当該介護を必要とする状況ごとに連続する３年の期間内において１日勤務時間の一部、１日につき２時間を超えない範囲について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を新設いたします。

　説明資料１ページに新旧対照表がございますので、後ほどごらんください。

　なお、附則としまして、施行期日に関しましては平成29年１月１日から施行いたします。

　以上で提案の理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（逢見輝続君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、討論を終わります。

　これから議案第54号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　　　◎日程第１０　議案第５５号

〇議長（逢見輝続君）　日程第10、議案第55号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

　本案について提案理由の説明を求めます。

〇総務課長（藤田克禎君）　ただいま上程されました議案第55号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由をご説明申し上げます。

　今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じまして地方公務員の育児休業の対象となる範囲の見直しがされ、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行う必要があることから、上程させていただくものでございます。なお、この改正内容につきましては、自治労古平町職員組合とは合意済みでございます。

　内容でございますが、68ページ、69ページをお開きください。育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるものでございます。この特別養子縁組の監護期間につきましては、民法に基づき特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間、また養子縁組里親につきましては将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親委託となってございます。

　説明資料３ページに新旧対照表がございますが、後ほどごらんください。

　なお、附則といたしまして、施行期日に関しましては平成29年１月１日から施行いたします。

　以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（逢見輝続君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、討論を終わります。

　これから議案第55号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　　　◎日程第１１　議案第５６号

〇議長（逢見輝続君）　日程第11、議案第56号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

　本案について提案理由の説明を求めます。

〇総務課長（藤田克禎君）　ただいま上程されました議案第56号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

　今回の改正につきましては、平成28年度人事院勧告の内容を踏まえ、給与月額及び勤務手当支給率等の改正を行う必要があることから、上程させていただくものでございます。なお、改正の内容につきましては、自治労古平町職員組合とは合意済みでございます。

　72ページをお開きください。給料表につきましては、別表１のとおり改正し、平成28年４月１日から遡及して実施いたします。また、勤勉手当の平成28年12月期の支給割合を平成28年度に限り0.9月分、再任用職員につきましては0.425月分として遡及して実施いたします。

　76ページの第２条から77ページの中段の第３号までと77ページ、附則第４項以降につきましては、扶養手当を見直すための改正でございます。この見直しにつきましては、平成29年４月から段階的に実施いたします。配偶者は、平成28年度が１万3,000円、平成29年度につきましては１万円、平成30年度につきましては6,500円、子は１人につき平成28年度が6,500円、平成29年度は8,000円に、平成30年度は１万円に、父母等は１人につき平成28年度から30年度も6,500円のまま支給されます。職員に配偶者のない場合につきましては、扶養親族のそのうちの１人目につきまして平成28年度が１万1,000円、平成29年度は子が１万円、父母が9,000円、平成30年度は子が１万円、父母等は6,500円となります。

　77ページ中段、第15条からごらんください。勤勉手当の平成29年６月期以降の支給割合を６月から６月及び12月期それぞれ0.85月分、再任用につきましては0.4月分といたします。

　説明資料７ページに新旧対照表がございますが、後ほどごらんください。

　なお、附則といたしまして、施行日は給料表と勤勉手当の平成28年12月期分については平成28年４月１日より適用で、それ以外の扶養手当と勤勉手当の平成29年６月期以降の支給割合については平成29年４月１日より適用となります。

　以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（逢見輝続君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、討論を終わります。

　これから議案第56号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

　お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　　　◎日程第１２　議案第５７号

〇議長（逢見輝続君）　日程第12、議案第57号　古平町農業委員会委員定数条例案を議題といたします。

　本案について提案理由の説明を求めます。

〇産業課長（宮田誠市君）　上程されました議案第57号　古平町農業委員会委員定数条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

　次のページ、82ページをお開き願います。制定する古平町農業委員会委員定数条例につきましては、本則の第１条でこの条例の趣旨を、第２条で委員の定数を定め、また附則では第１項に施行期日を定め、第２項でこの条例を制定するに当たり既定の古平町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する内容となっております。

　それでは、本条例を制定するに至った経緯や内容につきまして詳しくご説明を申し上げますので、別冊でお配りしております説明資料をご用意願います。説明資料の19ページ、一番最後のページをお開き願います。資料上段の枠内には、制定する条例と既定の廃止する条例の主な改正部分をアンダーラインでお示ししております。

また、制定に至った経緯や内容につきましては枠外に記載しておりますとおり、１つ目の委員の選出方法につきましては農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、これまでの選挙制度が廃止されることとともに、団体推薦、議会推薦による選任制度につきましても廃止され、改正後の取り扱いにつきましては議会の同意を要件とする町長の任命制度に一元化されました。

　２つ目の委員の定数につきましては、農業委員会等に関する法律施行令の改正に伴いまして、委員定数の基準が推進委員を委嘱しないことができる市町村の農業委員会にあっては農業委員が推進委員の機能、現場活動を兼ねることから、現行の定数とほぼ同数に改正されたことから、本町の委員定数につきましても現状の委員の数をもって８人としたものであります。

　また、施行期日につきましては、本町の農業委員会の委員の任期が平成29年９月19日であることから、上段枠内の制定する条例の附則第１項に記載のとおり、この条例は、平成29年７月20日から施行するとしたものであります。

　なお、今後のスケジュールにつきましては、その他の欄に記載しておりますとおり、議会の同意を求める案件につきましては６月定例議会を予定しております。

　以上で議案第57号　古平町農業委員会委員定数条例案につきまして提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（逢見輝続君）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〇８番（髙野俊和君）　議運でもちょっとお話ししたのですけれども、今回推薦母体から推薦された人がすぐ農業委員になるということではないというふうに書いています。町長の選任となっていますけれども、団体から推薦をするということに関しては推薦した人をもって選任してもらうということはできるというか、そういう方法はできるということにはなると思いますけれども、どうでしょうか。

〇産業課長（宮田誠市君）　先ほど申し述べましたが、最終的には来年の６月の定例会でもって町長が決めた候補者、委員を議会で同意をもらうわけですが、その前段で誰をこの議会に、誰を委員にしたらいいかという選任方法というか、候補者選びについては１月以降にこの条例の制定後にいろいろ規則あるいは規定を整備していかなければならないものでありますが、議員おっしゃるとおり選任される委員につきましては団体からの推薦、それから個人そのものの応募、いろいろな方法があります。それから、法律でもって決められている分としましては、うちの今８人という提案しましたが、８人の中にはあくまでも利害関係を有しない者を１人以上入れるなど、それだとか努力規定ですが、年齢、それから性別に著しい偏りがないようなものと、そのような法律あるいは法律施行令が決められていますが、それに基づいてこの後１月以降に誰を候補者にするかというような細部的な規則あるいは規定などは制定していかなければならないような状況にあります。

〇８番（髙野俊和君）　今の説明で８割わかりました。ということは、１月からいろいろ決めるのでしょうけれども、各団体、例えば議員会の議員の中である程度推薦する人とか、はっきり言えば個人でもいいという話ですから、自分でもやりたいという、そういうことを述べることも可能ということもあり得るということですか、１月からですけれども。それと、さっきも言ったように議会の中からこの人いいのではないかということを推薦することも可能だということを１月以降審議するというか、判断するということでしょうか。

〇産業課長（宮田誠市君）　推薦されて農業委員会の委員になる部分でもって一番大きな部分が議会からの推薦、あるいは農業共済からの推薦、それから農業協同組合からの推薦、いろいろありました。それが一切推薦制度、推薦というか、今までの推薦というのがまるっきりなくなりました。ということで、議会から推薦上がってくるというのもありません。例えば議会議員であっても農業者からの推薦を受けて出ることは、議員さんをやりながら農業委員さんもやる、それは可能です。あくまでも出方としては、議会からの推薦はなくなります。それで、個人が応募するか、または団体からの推薦をもらっていくか、その団体の推薦の中には議会からの推薦というのがまるっきり法律上なくなりました。

〇８番（髙野俊和君）　ということは、議員がなってもいいのですよね。その場合は、推薦は自分個人でするわけですか、それともこの中で話し合いして推薦するのはできないということは個人で違う団体にお願いするということになる、農業団体にお願いするということになるのでしょうか、そこちょっとわからないのですけれども。

〇産業課長（宮田誠市君）　では、例で、まず１つは先ほど言ったとおり議会からの推薦はなくなります。それでもって、議会議員であればみずからが応募するか、委員さんになりたい、それ以外に推薦という方法あります。推薦は、どこが推薦するのか。そうすると、今考えているのは、古平町農家の数少ないので、２人以上が妥当なのかなと思っているのですが、準則などいろんなものを見ますと３人以上の農家さんの連名でもって推薦するだとか、町内会ありますよね、その町内会でもって推薦するだとか、あとは消費者団体のほうでもって推薦するとか、推薦方法はあくまでも複数の団体がなくても農業者の複数の名前でもって誰々を推薦する、そのような部分が推薦でもってこの間の議会からの推薦とはちょっとかけ離れたような意味合いになります。

〇１番（木村輔宏君）　そういうふうに言われてしまうと、あれなので、それを参考にするということなのでしょう。要するに推薦というものがあったとしても、町長が参考としてそれを考えますということで、推薦したから決定するわけでも何でもないのでしょう。何か今話を聞いていると、推薦どうこう、推薦どうこうと言われると、極端な言い方すれば議会から２人出しますよと、そしたらその出した２人については推薦してきましたよ、だから何とかしなくてはいけないということになるのであって、出たものについては参考の、出すのはいいけれども、議会であろうと消費者団体であろうと町内会長であろうと出すのは構わないけれども、あくまでも参考だという考えで言わないと、私の考えだけれども、出されたら決まりだろうという感覚で今課長さんが話したことになるのだけれども、ちょっとその説明、補足かどうかわからないけれども、もう一回説明して。

〇産業課長（宮田誠市君）　どうも済みません、説明不足で。まず、本人がみずから応募する、それから複数の農業者などからの推薦をもらって上がってくる、その推薦の方法なりというのは今これから１月でもって規則で決めますが、その中に規定もつくらなければなりません。それで、あくまでも推薦されたり本人が応募しても、その人方が100％農業委員になれるということにはなりません。それで、その後に説明資料の今後のスケジュールのところにもちょっと記載して、私読み上げませんでしたが、応募なり推薦が上がってきた書類をもって町長は今度古平町農業委員会の候補者選考委員会というところにそれを投げかけます。それで、選考委員会のほうでもって例えば公平に審査するに当たって点数づけしてみたり、いろんな方法、その選考方法もまた決めていませんが、一定程度のルールづくりをして、そして選考委員会のほうから今度町長にまた、こうですよというようなことでもって町長に上げます。その結果、最終的に町長が判断して議会のほうに同意を求める議案を上げるというような形になります。

〇１番（木村輔宏君）　申しわけない言い方だけれども、推薦という言葉がすごく我々の中には、そしたら推薦しなければだめだ、推薦したものを参考にするというふうに捉えられてしまうのです。申しわけない。だから、推薦というのは違うのではないかなという気がするのです。それが言われてしまうから、推薦、推薦、では推薦で出したら、それを参考にするということになったら推薦された方はどうなるの、推薦しないものがあったらどうなるのということになるのでしょう。でなくても８名は選ばなくてはいけないということが大前提なのではないですか。

〇産業課長（宮田誠市君）　大前提はそのとおりです。それでもって、法律上自薦と、自分でもって応募する、自分を自分でもって推薦する自薦、つまり応募、それともう一つの方法として推薦というような使い分けをしていました。おっしゃるとおりでございます。

〇議長（逢見輝続君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　ないようですので、討論を終わります。

　これから議案第57号　古平町農業委員会委員定数条例案を採決いたします。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　　　◎日程第１３　諮問第１号

〇議長（逢見輝続君）　日程第13、諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

　本案について提案理由の説明を求めます。

〇副町長（田口博久君）　ただいま上程されました諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につきましてご説明いたします。

　本件は、法務大臣が委嘱する本町の人権擁護委員のうち、坂下肇一氏の任期満了による同氏の再任の推薦に関するものでございます。人権擁護委員法第６条によりまして、委員の推薦は議会の意見を聞いて推薦しなければならないこととされておりますので、本提案となったものでございます。

　それでは、議案の内容を朗読させていただきます。記といたしまして、住所、古平郡古平町大字浜町103番地、氏名、坂下肇一、昭和27年４月19日生まれ。

　参考にありますように、現在の任期が平成26年４月１日から平成29年３月31日までとなっており、今回の推薦は２期目となります。

　よろしくご審議の上、ご同意につきましてよろしくお願い申し上げます。

〇議長（逢見輝続君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時４３分

再開　午後　２時４４分

〇議長（逢見輝続君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

　お諮りします。本案は、異議ないものとして答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦については異議ないものとして答申することに決定いたしました。

　　　　◎日程第１４　意見案第８号

〇議長（逢見輝続君）　日程第14、意見案第８号　大雨災害に関する意見書を議題といたします。

　本案は、会議規則第38条第２項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、意見案第８号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

　これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　質疑ないようですので、質疑を終わります。

　これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　討論ないようですので、討論を終わります。

　意見案第８号　大雨災害に関する意見書を採決いたします。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　　　◎日程第１５　意見案第９号

〇議長（逢見輝続君）　日程第15、意見案第９号　ＪＲ北海道への経営支援を求める意見書を議題といたします。

　本案は、会議規則第38条第２項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、意見案第９号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

　これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　質疑ないようですので、質疑を終わります。

　これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　討論ないようですので、討論を終わります。

　意見案第９号　ＪＲ北海道への経営支援を求める意見書を採決いたします。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　　　◎日程第１６　陳情第８号

〇議長（逢見輝続君）　日程第16、陳情第８号　国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める要請書を議題といたします。

　陳情第８号については、会議規則91条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、陳情第８号につきましては委員会の付託を省略することに決しました。

　それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　討論ないようですので、討論を終わります。

　お諮りします。陳情第８号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、陳情第８号　国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める要請書は採択することに決しました。

　　　　◎日程第１７　陳情第９号

〇議長（逢見輝続君）　日程第17、陳情第９号　「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める要請書を議題といたします。

　陳情第９号については、会議規則第91条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、陳情第９号については委員会の付託を省略することに決しました。

　それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　討論ないようですので、討論を終わります。

　お諮りします。陳情第９号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、陳情第９号　「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める要請書については採択することに決しました。

　　　　◎日程第１８　陳情第１０号

〇議長（逢見輝続君）　日程第18、陳情第10号　アイヌ政策に関する取組のお願いについて（ご要請）を議題といたします。

　お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、陳情第10号　アイヌ政策に関する取組のお願いについて（ご要請）は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

　　　　◎日程第１９　陳情第１１号

〇議長（逢見輝続君）　日程第19、陳情第11号　家庭生ごみ・下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化に関する陳情を議題といたします。

　お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、陳情第11号　家庭生ごみ・下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化に関する陳情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

　　　　◎日程第２０　陳情第１２号

〇議長（逢見輝続君）　日程第20、陳情第12号　後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める陳情書を議題といたします。

　陳情第12号については、会議規則第91条第２項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、陳情12号については委員会の付託を省略することに決しました。

　それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　討論ないようですので、討論を終わります。

　お諮りします。陳情第12号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、陳情第12号　後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める陳情書は採択することに決しました。

　　　　◎日程第２１　一般質問

〇議長（逢見輝続君）　日程第21、一般質問を行います。

　一般質問は、工藤議員、寶福議員、髙野議員、堀議員、岩間議員、真貝議員の６名です。

　一般質問は、一問一答方式で、質問回数は質問ごとに３回までですので、ご注意願います。

　順番に発言を許します。

　最初に、工藤議員、どうぞ。

〇９番（工藤澄男君）　一番最初の町長選挙ということで、町長に先を越されまして、何を聞こうかなと今ちょっと考えているところでございますけれども、町長に対しましてはここに書いてありますとおり町長はいろんな老人ホーム建設、役場の建てかえ、火葬場移転、それから古平余市間の避難道路、これは道でしたか、そちらのほうへもう要請してあるというようなことで、非常にいろんな仕事に対しては常に前向きで頑張っておられましたので、私はまさか町長からこういう行政報告があるということがわかりませんでしたので、とりあえず古平で今これからやらなければならない仕事だろうと思って書いて、それでその仕事をなし遂げるために町長に頑張ってほしいなというような形で私は書いたつもりなのですけれども、体が悪いということであれば、私のほうからまた無理して立ってくださいとも言われませんし、恐らく町長も先ほど言っていて仕事に関しては心残りはいっぱいあるだろうと思います。それで、その残した仕事をやり遂げるためには、町長自身どなたか自分で心の中に考えているような人があるのでしょうか。

〇町長（本間順司君）　工藤議員の一般質問にお答えいたします。

　けさも行政報告で申し述べましたとおり、それこそある程度この夏ごろまでは順調にきていたというより、何ともなかったのですけれども、先月の中央要請等がございまして、そのときにやはり以前骨折したところがなかなか回転がうまくいかなくて陳情団にうまくついていけないというのが現状でございましたので、もうこの辺で人に迷惑もかけられないということでおりるということを決意したわけでございます。さまざま積み残しの事業がございます。それこそ１期目立候補のときから申し上げてまいりました庁舎の建設等々は、本当に後ろ髪を引かれるくらいつらいわけでございますけれども、かといって今心当たりの後継者はいるのかということではございますけれども、あえて後継指名はいたしません。そういうことで、けさも述べましたとおり、新しい発想の中で町行政をやっていける方にぜひお願いしたいなということでバトンタッチをしたいなというふうに思っておりますので、どうぞご理解願いたいと思います。

〇９番（工藤澄男君）　町長に町長選挙について質問したの、これで前回と今回と２回目なのです。偶然にも町長選挙の話は前回も今回も私がしたわけなのですけれども、町長の今の話を聞いて体の調子の悪い人に無理してやってくださいとは言えませんので、あと残り数カ月しかないと思いますけれども、まず体に気をつけて残りを頑張っていただきたいと、そのように思っております。

　それでは、２番目の旧高校通線についてということですが、道路の両側ののり面が非常に高くて恐らく除雪が大変だろうと思うのです。除雪の方法と雪捨て場をまずお知らせください。それから、のり面が高いためにのり面からの雪崩防止は考えているのか。それから、グラウンドの奥に残土をならした広い土地がありますけれども、何かに利用する計画があるのでしょうか。

〇町長（本間順司君）　現在施工しております旧高校通線の件でございます。除雪の方法につきましては、通常の路肩に寄せる新雪除雪といいますか、今までやってきているような除雪ということでございまして、歩道除雪はいたしません。その後道路への堆雪の状況で、それを確認しながら状況に応じてはロータリーで路肩への積み上げ、または運搬排雪を実施する予定としております。したがって、この道路改良に関しては雪捨て場を設ける予定は今のところ考えてはおりません。

　それから、２点目ののり面の雪崩防止対策でございますけれども、道路改良では安定勾配によってのり面を整備しておりますので、当初から完全に雪崩が起き得ると判断される場合に限っては雪崩対策も実施いたしますけれども、当初ではそこまで判断できませんので、当初は何もしないというのが通例になってございます。この路線は、改良後今シーズンが初めてとなり、切り込んだ道路の風向きによっても雪の状況も変化するということも考えられますので、今シーズンも含めて状況を見ながら対処してまいりたいというふうに考えております。

　それから、３点目、グラウンド奥の残土を敷きならした土地の利活用でございますけれども、盛り土してからまだ日が浅いので、安定もしていません。そういうことで現在まるっきり白紙の状態でございますので、今後さまざまな面で活用できるかもしれませんけれども、今現在では検討する段階ではございません。盛り土部分の進入口は、スカイソーラーの土地なものですから、それを利用するにしてもスカイソーラーとも協議しなければならないということでございますので、その点もご理解願いたいと思います。

〇９番（工藤澄男君）　今除雪をして歩道除雪はしないということだったのですけれども、そしたら歩いてくる人はどうしたらいいのか、その辺まず大変だなと思うのですけれども。

　それに、のり面の雪崩といいますか、これはこの前町内長会議でちょっと視察したときに雪がついていたのですけれども、結構剥がれた部分があったのです、その部分、部分で。例えば雨模様のときに雨降って、その上にもし新しい雪がどんと載っかった場合には表層雪崩というのがよく山でもあるように、そういうことも考えられますし、それからあの道路つくるのに高い木かなり倒しまして、かなり風、西風というのか、がまともに当たるようになってきたのです。そういうのもあって雪のぶつけ方も変わってくるので、それでその辺を心配しているのです。

　それから、最後の奥の土地なのですけれども、土盛りしてあそこにすぐ物を建てるとか、そういう計画はないだろうとは思うのですけれども、せめてもしあれだったら目の前、まだ火葬場建てかえするわけではないでしょうから、あそこにまた花畑でもいいからつくるぐらいの気持ちで、ただ更地にしておくよりはそういう方法もあるのではないかと思うのですけれども。

〇町長（本間順司君）　先ほど申し上げましたとおり、今つくっている最中でありまして、完成してからどういう風の状況だとか、のり面がどういうふうになるだとかわかってくると思いますので、それから検討したいなというふうに思っております。

　それから、盛り土したところは、先ほど申し上げましたとおり今現在どうのこうのするという計画はございません。ただ、今議員さん火葬場云々くんぬんとおっしゃいましたけれども、火葬場につきましても遠からずやらなければならないのだということで事務的には今取り進め中でございますので、とりあえずは残土の盛り土につきましては今のところ検討していないということでご理解願いたいと思います。

〇９番（工藤澄男君）　除雪なのですけれども、今までの道路であればところどころに広場的なものがあるので、ある程度雪があればそこへ寄せてまたかいていけるとかという状態なのですけれども、今回の道路は最初から最後まで全部のり面でできております。それも少しばかりの低いのり面ではなく、高いのです。それで、恐らく除雪する人はプロですから、それはうまくやるのでしょうけれども、ただ大変だろうと思うのです。それに、今度あそこ結構上のほうカーブも決して緩いカーブではないと思っています。その辺もありますので、まず人が歩く部分と、それから車の歩く部分の区分けみたいなものだけでもきちっとしていただきたいなと思います。

　それから、土地に関しては、恐らく吹きつけや何かでやるのでしょうけれども、もし何もしないでただおいておいた場合は大雨のときに崩れる可能性がありますので、その辺も心に入れておいていただきたいと、そのように思います。

　それから次、３番目です。この３番目は、前に沢江に高波が上がったときにも１度町長に質問したことがあったのですけれども、今回これ本当は考えていなかったのですけれども、たまたまこの前留萌地方で震度４の地震がありまして、それがたまたま幸いに陸地であったのですけれども、もし海の中で震度６とか７とかというような地震があって津波が来ないとも限らない、それが心配なのです。担当の役所といいますか、に要望をする考えがあるのかお聞かせください。

〇町長（本間順司君）　この海岸線のかさ上げでございますけれども、今要望云々くんぬんという話でございますけれども、この要望につきましては今年度中に北海道が発表する日本海沿岸の津波浸水想定が発表されるはずでございます。それに基づいて適切な対処をしていきたいというふうに考えております。仮に危険というふうに判断されるような場所があれば、国、道などの関係機関に対して防潮堤などの要望をしてまいりたいというふうに考えております。それこそ今議員申し上げましたとおり、以前離岸堤の整備等々についても議員から要望がありましたけれども、それにつきましても道のほうには要望をいたしております。この要望につきましては、毎年社会資本整備推進会議というのがございまして、その場において要望してございますので、ご理解願いたいと思います。

　それから、さっき議員おっしゃいましたとおり、留萌沖ではない、今回は内陸部ですけれども、地震がございました。海底で起きても必ず津波が来るというわけでもないのですけれども、それにしてもいつ何どき想定外の津波が来るかもしれません。そういう難しい点もございますけれども、ハード面の整備だけではなくて、それこそ東日本大震災のようにソフト面のそういう避難といいますか、心構えもこれから進めていきたいというふうに思っております。東北地方の津波てんでんこというような場合のように、皆さんでそういうふうに避難するように、これからそういうソフト面の考え方も町民に浸透させてまいりたいというふうに考えております。

〇９番（工藤澄男君）　今大体町長の言うのわかったのですけれども、大体沢江が高波でごみが道路へ上がるくらいなので、もしそれが例えば津波でそれ以上のものが来たら、沢江、浜町は全部恐らく水浸し、てんでんに逃げろなんていうスタイルでなくなるような恐らく被害があるのではないかと思っているのです。それで、前にも私言ったことあるのですけれども、今桃内トンネルつくっている旧道、旧トンネルの入り口部分に、あそこ何十メーターか１メーターぐらいの擁壁をずっとつくってあるのです。あれが非常に、私この古平の海岸でもそれが適用できるのではないかと、そう思っているのです。そうすれば、やはり今まで上がっていた波でも、多少津波が高く上がってきてもそれである程度抑えれるのではないかと。確かに町長、ソフト面で逃げる用意とかいろんな、そういうのはあるのでしょうけれども、まず波を陸地に入れないということを考えて、少しでもそれができるようにしていくべきではないかと私は思っております。ですので、これは役所も金の問題でいろいろ大変でしょうけれども、一つの例として古平町ではこういうことをやっているよというような姿もやっぱり見せれるのではないかと。結構古平と似たような海岸線というのはたくさんあるのです。ただ、古平の場合は、先ほども言いましたように陸地の中が非常に低くなっています。だから、波が１回護岸を越えたらもうアウトというのが現状なので、ぜひその辺を役所のほうへ強く要望していただきたいと思います。

〇町長（本間順司君）　いずれにしましても、今後発表される津波の浸水の関係、それが出てからさまざまな検討を進めていきたいというふうに考えております。うちの海岸線もいわゆる民地が入ったり、あるいは町の道路があったりということで境が余りはっきりしないというのも特徴でございまして、特に太平洋岸におきましては古平よりももっと条件の悪いところがたくさんございます。そういうところで、ではそういう事業やっているかというと、なかなかできていないというのが現状でございまして、古平町もこういう財政の厳しい状況でございますので、本当に勇んでできるというような状況でもございません。そういう状況を判断しながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

〇９番（工藤澄男君）　では、４番目です。ソーラーの工事現場についてということで、建設現場ののり面が崩れましてパーク場の側溝があふれて、徐々に薄くはなっておりますけれども、中央通り付近まで土砂が流れてきております。まだ工事途中ではありますけれども、関口の川への流出を心配する声が町民の方何人かから、私も心配しておりましたけれども、実際にそういう声があったのです。ですので、ソーラーの会社の話し合いとかはしているのでしょうか、その辺をお聞かせください。

〇町長（本間順司君）　この件につきましては、ことし３回ほど職員が現場に出向いてスカイソーラーに対しパークゴルフ場へ土砂を流出させないよう注意をしておりますけれども、まず本年春の段階ではスカイソーラー側の話としては町河川に対して迷惑をかけることはないということで、町として法令上の規制に該当しないと判断したところでございます。しかし、７月に入ってパークゴルフ場を管理する者からスカイソーラーの現場からパークゴルフ場へ土砂が流れ込んできているとの連絡がございまして、職員が出向いてその土砂の除去を指示したところ、スカイソーラーの現場も途中とのことで現場の管理体制として土砂流出前に対応する旨を業者と確認したものでありまして、その後は解消されるものと担当職員も思っていたところでございます。その後９月と10月にはパークゴルフ場と下流へ続く関口の沢川へ土砂が流れ込んだことから、スカイソーラー側に対して当該箇所の土砂の除去を２回実施させてございます。この問題は、まずスカイソーラー側の現場が工事中であったこと、それから工事の現場の管理体制が整っていなかったことが要因となっておりますけれども、スカイソーラーの現場では本年土砂流出をとめるのり面の植生ができなかったもので、その施工は来年と聞いております。来年においても芝が根づくまではこの状況は起こり得るため、古平町普通河川管理条例の規定に基づいてスカイソーラー側に対して関係書類を提出させるべく指導を９月にしてございます。今年度中にスカイソーラーから書類提出させるように進めている最中でございます。

　以上でございます。

〇９番（工藤澄男君）　ただ、土砂だけであれば、意外と水の力でもって徐々に薄くはなるのですけれども、だんだん流されていくのです、下流に。実際に最初のうちはそうだったのです。大体中央団地のあたりでも、実際にははかっていないですけれども、半分ぐらいまで土砂入っていたのです。それで、先日私うちの前にあるマンホールのふたをあけましたら、今度秋ということで枯れ葉と土砂がびっちり詰まっていて管にわずかにすき間が、そこから水がちょっと出ている程度で、私そこをとりあえず全部上げたのですけれども、土砂と葉っぱが絡まっているものですから、なかなかはかどらなかったのですけれども、何とか上の管と下の管の高さまでは取って、そして流れるようにはしたのですけれども、恐らくまだ、開口部はいいのですけれども、管の中というのは意外とまだ入っている可能性もあると思うのです。ですから、そういうのも向こうの会社の人にはやっぱりよく言ってそういう点もよく加味してもらうようにしたほうがいいと思うのですけれども、どうでしょう。

〇町長（本間順司君）　お互いにそういう話し合いはしているはずではございますけれども、なかなか徹底しないというのが現状でございまして、仮に議員さんのほうからそういうことがあった場合にはうちのほうの担当のほうにもお知らせくだされば、現場を一緒に見てもらうとか、そういうことができるというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

〇９番（工藤澄男君）　担当の人には何回か話しして、うちのそばの側溝のことは言っていませんけれども、それ以外は何回か話し合いして実際に現場も見てもらってやっております。これに関連した質問がこの後髙野議員からもあると思いますので、この辺で終わります。どうもありがとう。

〇議長（逢見輝続君）　ここで３時半まで休憩いたします。

休憩　午後　３時１９分

再開　午後　３時２９分

〇議長（逢見輝続君）　休憩前に引き続き一般質問を続けます。

　それでは次に、寶福議員、どうぞ。

〇５番（寶福勝哉君）　初めに、小学校のスクールバス事業について質問させていただきます。

　３月の定例会の総括質問の際に教育長に対して質問させていただきました小学校スクールバス事業について、沢江方面児童の利用の検討についてお願いいたしました。本年度も例年同様雪の壁の出現で通学時の交通災害が懸念され、通学時の安全性の確保という面から、冬期間だけでもスクールバスの利用が求められていると考えております。総括質問の際の教育長の答弁に運行契約が平成28年度まで残っているということでしたが、この件に対して29年度の方向性や現状で進捗状況があれば教えていただきたいです。

〇教育長（成田昭彦君）　ただいまの寶福議員の小学校スクールバス事業について答弁申し上げます。

　３月の定例会で28年度で３年間、来年度から新たに29年度から３年間また契約する予定でございますけれども、内容につきましてスクールバス自体の定義が小学校４キロ以上、中学校６キロ以上ということになってございます。今のスクールバス購入したのは、平成11年度なわけでございますけれども、その当時はまだ畑方面からの児童がおりました。そういった購入したわけでございますけれども、現在はおりません。そういったことでスクールバスといえどもどちらかというと畑方面が町に下がるのに使っていて、たまたま当時曙町内に歩行困難な児童がおりまして、小学校に、そういったのを加味してスクールバスを曙町内の子も乗せるような形で実施していたわけでございますけれども、今その子も卒業しまして、これから曙町内の子も減っていく予定になっております。そういったことを加味いたしまして29年度から、今のスクールバスかなりの故障出ております。これを廃止いたしまして、業者の持ち込み車、要はスクールバスでなくてコミュニティという形で対応しようかなと思っております。そうすると、沢江にそういったスクールバスを回すということはちょっと困難な状態かなと考えております。

　もう一点は、寶福議員指摘されるように冬の除雪、それ私どもも確認しまして、沢江でありますと５カ所くらい角地のところがやっぱり雪出っ張ったりして見にくい感じになります。真ん中の道路というのでしょうか、沢江３本ありますけれども、特に真ん中の道路というのは雪で狭くなるというのを十分承知してございます。そういったものを含めながら、うちの小型の重機等もありますので、うちの職員なり使った中でもそういった回数をふやしながら、そういった見通しのよい形で対応していかなければならないのかなと思っております。冬の除雪、通学路の除雪というのは、本当に沢江だけではない、私も西大通り見ていても本当に私から見たら怖いなという感じしていますので、その辺うちのほうとしても各係との連携図りながら進めていきたいと考えております。

〇５番（寶福勝哉君）　バスの件に関しては、理解できました。やはり一番気になるのが安全の確保というところだと思います。除雪であったり、何らかの形で対応していただければまた違ってくるのかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

　続きまして、幼児センターの待機児童について質問させていただきます。平成28年度は、子育て、定住に対してのさまざまなサービス、支援の向上が見受けられました。私自身も子供がおり、さまざまな子育て支援に助けていただいております。多くの子育て家庭から感謝の声が聞けた一方で、待機児童の問題も多く聞こえてくるようになってきています。10月ごろ幼児センターの園長先生とちょっと話す機会がありまして、そのときの時点で零歳から幼児クラスまで６人の待機児童がいるということを聞きました。一番の理由としては、園児と付き添いの先生の昼寝スペースの限界という物理的な問題があると聞いております。支援、サービスが向上していく一方、幼児センターに子供が預けられないという理由から産後の再就職ができない家庭もあると聞いております。新たな問題も出てきている現状、町として今後の対策を教えていただきたいです。また、年度がかわる４月から現状把握できる待機児童数も教えていただきたいです。

〇町長（本間順司君）　寶福議員の一般質問にお答えいたしますけれども、幼児センターの待機児童に関しましては先般も決裁書類が回ってきまして、確かにたくさんおります。現状を申し上げますと、現在の３歳未満児の保育室でございますけれども、通常の保育室に加えてまだ匍匐ができない子のための乳児室と匍匐ができる子のための匍匐室とが隣接した構造になっております。この未満児の保育室全ての面積で計算すると、６カ月以上の子供で考えた場合、匍匐ができていると仮定して法定面積上の最低基準で計算しますと、ゼロ歳児が６人、それから１、２歳児が16人を保育することができる計算となっております。しかし、施設建設当初未満児の保育要望状況及び５年後の子供の数等の推計から未満児の定員をゼロ歳児２人、それから１、２歳児12人というふうに設定したのでございます。これは、子供たちの健やかな発育、さらに何よりも安全面を考えての設定でもありました。先ほど申し上げました６人と16人よりは、かなり余裕を持った設定でございまして、そういう設定をしたところでございます。現在の定員数、未満児合わせて14人であっても、またはクラスで何かを行う際に14人プラス保育士４人で入らなければならないということでかなり過密な状況となります。また、お昼寝の際に一人で眠れない子供であったり、どうしても寝つけない子供であったりと保育士の添い寝が必要な状況も日常茶飯事でありまして、所長さんが申しましたようにスペースが限界に近い状態にあるのは間違いございません。建設当初から10年余り経過しましたけれども、保護者の考え方及び就労環境も変わってきております。現在は、ゼロ歳児からの保育要望がふえている状況にあります。子ども・子育て支援事業計画策定時のアンケートにおいてもゼロ歳児の保育要望は三、四人で推移することが見込まれており、１、２歳児の定数を減らすことにはなりますけれども、ゼロ歳児の定数を１人ふやすこともかねてから保育現場と検討してきたところでございます。ただ、慢性的に臨時及び代替の保育士が不足しておるのも事実でございます。さらに、産休あるいは育休によりまして正職員についても絶対数が足りない中で臨時保育士の募集をしても全く応募がないという状況が続いております。これは、古平町ばかりではございません。皆さん新聞でご承知のとおり、保育士募集の新聞記事がたくさん載っていますけれども、やはり集まらないというのが現在の状況でございます。ですから、以上のような状況から、今できることは今までやってきたように退所した子供の後に待機している中から優先順位によって補充していくこととしております。保育士の数が充足し、未満児の子供の状況によっては14人の定員のところを15人預かれたことも過去にはございましたので、その時々の状況に応じて勘案しながら可能な限り対応してまいりたいというふうに考えております。

　質問の最後にございましたけれども、来年度の待機児童でありますけれども、新年度は新年度で改めて募集を行って定数を超えた場合には優先順位によって入所が決定される仕組みとなっておりますので、現状では把握できませんことをご了承願いたいと思います。

　そういうことで狭いから広げればいいというようなことではなくて、それこそ臨時でも何でも保育士が集まらない、これが一番ネックになっているのでございます。仮に増築した場合でも、そういう状況はなかなか解消できないのではないかなというふうに思いまして、増築するにしてもこれから人口減少の時代に突入しているということでございますので、なかなか増築は難しいのかなというふうに今思っているところでございます。

　以上でございます。

〇５番（寶福勝哉君）　ありがとうございました。

　以上です。

〇議長（逢見輝続君）　続きまして、それでは髙野議員、どうぞ。

〇８番（髙野俊和君）　先ほど工藤議員に対する質問の答弁である程度回答いただいたのですけれども、せっかく書いてきましたので、読み上げます。

　パークゴルフ場の側溝及び町内河川の汚泥、落ち葉の除去についてでありますけれども、町内を流れる河川に泥や落ち葉、クリの葉っぱなのですけれども、大量に流れ込むことがあります。川の流れが悪くなったり詰まったりしますし、時々近所の方とも落ち葉の除去はしておるのでありますけれども、ことしは工事の影響などもありましてゴルフ場の側溝があふれそうになったり、側溝を通って町内の川に汚泥やその他が流れ込んできます。建設課の課長にも現場を見てもらって何度か対処はしてもらっておりますけれども、水があふれそうになるたびに近所の方やパークゴルフ場の会員の方から連絡が来て、何とか対処してくれということでありましたけれども、工事も来年も続くことですので、同じような状況が続くのではないかというのが考えられます。春先や秋口、また大量の雨などが降った後に確認していただくと大変助かるのでありますけれども、現場が元請が本州ということでかなりこちらの担当の方も苦労していることは知っておりますけれども、この辺について対処できるようお願いしたいと思いますけれども、もう一度答弁お願いしたいと思います。

〇町長（本間順司君）　先ほどの工藤議員の答弁と変わらないのでございますけれども、そういう土砂流出が起きないように来年度はのり面部の植生工事を実施するというふうにおっしゃっております。先ほど申し上げましたとおり、芝が根づくまでの期間は若干の土砂流出は見込まれるものの、直接河川への影響はないというふうに考えてございますけれども、いずれにしても土砂流出はスカイソーラーの現場が原因だということは明白でございます。

　それから、春、秋、それから大雨後の水路等の状況に応じた対処につきましては、現状で大雨が予想される前は重要箇所につきましては優先的に行っていることから、人員の関係もございますけれども、他の場所につきましては余り行き届いていないというのも事実かと思います。今後においてもできる限り対応してまいりたいと思いますけれども、もし行き届かない点がございましたら、担当のほうにご一報いただければ速やかに対処したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

〇８番（髙野俊和君）　場所は、もう特定されているのです、ほとんど。個人名出して申しわけないのですけれども、前の中野教育長のところから来る太い川からさかた寮のほうのところに来るところに主にひっかかります。特に汚泥もそうですけれども、葉っぱが秋口はびっしりひっかかります。あれから二手に分かれますので、町内の河川に、まずあそこを先ほど申したように春先、秋口、大雨の降ったときなどに特に注意をしてもらっていただければ、課長に大変迷惑かけますけれども、何とかその辺を見ていただいて対処していただけると、パークゴルフの側溝のほうの近所の方からも余り電話も来なくなるのではないかなと思いますので、その辺のほうよろしくお願いをしたいと思っております。答弁要りません。

　以上です。

〇議長（逢見輝続君）　それでは、続きまして堀議員、どうぞ。

〇２番（堀　　清君）　私は、温泉についてお伺いしたいと思います。

　町では、さまざまな形の中で上手に管理制度を利用しまして他業者に請け負わせているのですけれども、そういう中で今回温泉ということで限定してちょっと聞きたいと思います。過去５年間においての温泉に入った数、あと東洋さんが５年間管理をやってもらっているのですけれども、そういう中で決算が多分単年度単年度で出ていると思うのですけれども、その決算内容、それと町側で温泉に対して無料優待券というのを出していると思うのですけれども、その枚数をとりあえずまず聞きたいと思います。

　あと、第２番目に広報内容なのですけれども、今の段階で町側と、あと東洋実業側でさまざまなＰＲをして温泉に対する集客を上げようとしているのですけれども、その内容等々、それぞれの町側と東洋実業側の実績等々をお聞かせください。

　あと、町側の看板なのですけれども、町側で設置している看板と東洋実業側で設置している看板があるのですけれども、それぞれ個数的にどれくらい設置しているのか。

　それと、最後になりますけれども、前回のときもしゃべりましたけれども、やっぱりどうしても11月の前半になると通常露天風呂営業していたのが取りやめになって、とりあえず４月くらいまで休止という形をとっているのですけれども、要するに露天風呂の再開というものができないのかできるのかということを聞きたいと思います。

〇町長（本間順司君）　堀議員の一般質問にお答えいたします。

　堀議員、こういう細かい質問、担当に言って数字聞いてもらったほうが早いのですけれども、質問されたからお答えしますけれども、平成23年度でございますけれども、入場者数が７万２人ということで、決算額につきましては3,211万7,000円が収入、それから支出が2,976万6,000円ということで差し引き235万1,000円の黒字でございまして、無料優待券の発行枚数につきましては8,778枚ということになってございます。よろしいですか、書くのは。

　それから、平成24年度が６万3,171人、決算差し引きで赤字の43万1,000円、それから無料優待券が8,294枚です。それから、25年度、入場者数が６万3,937人、決算額が赤字の８万9,000円、無料優待券が8,602枚と。それから、平成26年、これが６万2,632人の入場者で、決算が82万9,000円の黒字です。無料優待券が8,162枚。それから、27年度が６万2,002人の入場者数で、決算差っ引きが114万1,000円の黒字、無料優待券が8,470枚ということでございます。

　それから、広報内容でございますけれども、町のほうとしましてはふるびらガイドブック、観光パンフ、あるいは「チビスロウ」、これは古平版、それから町のホームページ、そして後志のガイドマップ、それからしりべしｉネット、それから町の広報誌や防災無線、これは夏祭りだとかユズ風呂の際にＰＲしてございます。それから、東洋実業さんのほうでは、「じゃらん」のほうに夏祭りの掲載をしております。それから、バスとかＪＲの時刻表にもいわゆる施設、しおかぜ温泉の施設についてのＰＲをしてございます。

　それから、看板の数でございますけれども、これ町側だけだと思いますけれども、国道沿いの温泉施設の入り口、山側にメーン看板１カ所、余市、積丹側からの両方向に対応するようにつくっております。それから、メーン看板の向かい側にサブ看板がありまして、これは２カ所、積丹側からは電柱を利用したものとなってございます。

　それから、露天風呂でございますけれども、ご承知のとおり源泉の湯量と温度の関係で冬期間の開設はやることができないということになってございまして、湯量は毎分で50リットル、それから温度が53.5度ということでございまして、露天風呂の開設につきましては毎年４月第３木曜日、定休日の翌日から11月の第１木曜日、定休日の前日まで開設、約６カ月半の開設として行ってございます。

　以上でございます。

〇２番（堀　　清君）　決算額というのを初めてここであれしたのですけれども、結果的にはやっぱりせっかくやっていても大した、べらぼうな益金を出すというのはちょっと考え物なのですけれども、結果的に継続できるためにはやっぱりある程度の収益というのは絶対必要だと私は思うのですけれども、その辺の町長の考え方と、あと優待券大体単年度で8,000枚から八千五、六百枚出しているのですけれども、このものは実質年寄りに出している枚数もその中に多分入っている枚数だと思うのですけれども、そこら辺の細部的な説明をしてください。

　それとあと、広報のことなのですけれども、現実先ほども町のふるさと納税等々で要するに地元の発信をきちっとしたことによって、最終的にはそれによってふるさと納税の金額が倍増しているといった形がやっぱりありますので、こちらの温泉のほうも基本的には広報等々もきちっとしたところに、多少は金銭はかかるかもわからないけれども、委託すべきでないかなと捉えているのですけれども、そこら辺の考え方もお知らせください。

　あと、看板なのですけれども、今年度他町村から来たお客さんに、要するに看板の設置が少ないので、結果的にアクセスがきちっとなっていないものだから、なかなか場所を確定できなくて大変だったという声を結構聞きました。そういう中でたくさんつくることはないけれども、やっぱり大概が車等々で来ますので、車の運転した状態で看板をきちっと確認できる場所だとか高さだとか形状だとかも考えてもらって看板等々の増設も必要でないかなと。

　あと、冬期間の露天風呂なのですけれども、結果的に冬期間の客が少ないということはやっぱり常連客しかないのです。だから、そういう中で常連客の要望とすれば、やっぱり外へも行きたいよねという結構強い要望あるものですから、できればそこら辺の要望にも早急にどうのこうのではないのですけれども、開催を近い将来できないかなと考えていますので、そこら辺もあわせた答弁してください。

〇町長（本間順司君）　ある程度我々としましては、しおかぜ、大分お客さんの数としては固定してきたのかなというふうには思っております。もっと入場者数がふえれば、それはふえるにこしたことはないのですが、決算額から見ますと５年間トータルしても黒字であるということで、そのほか大きな管の入れかえだとか、そういうものは町のほうでやるということでなるべく指定管理者にご迷惑のかからないような方法でやっているということでございます。無料優待券も、これはご老人の方も含んだ枚数でございます。

　ふるさと納税そのものは、広報でかなり効果を上げたということでございますけれども、それはまたそういうこともございますけれども、別な要因もあろうかなというふうに思っております。確かに広報は大切だというふうには思いますけれども、ある程度こういう今それこそインターネットでもホームページでも見れるようなＰＲの仕方もしていますので、なるべくいろんな方法を駆使してＰＲをしていきたいなというふうには思っています。

　それから、看板ですが、確かに昔から見にくいという指摘はございました。数をふやせば、それはいいのでしょうけれども、その辺につきましても再検討しなければならないのかなというふうに思っております。

　それから、露天風呂でございますけれども、そもそも古平の温泉そのものというのは昔の銭湯にかわるものだということで、最初からそういう設定のもとでつくったものでございまして、その結果ああいう湯量も銭湯がわりにしてちょうどいいくらいの湯量かなというふうなことでございまして、なかなか露天風呂まで発展させるような湯量にもなっていないということで難しい問題でございます。ご要望はわかるのですが、その辺は我慢していただければなというふうに思っております。

〇２番（堀　　清君）　あと、最後になりますけれども、ことし漁業のほうではマイカが10月、11月大量にとれたのですけれども、そういう中で結構外来船というのが当町の港に停泊して、そこから漁場に出港しているというケースが大体１カ月半くらい続いたのですけれども、そういう中でせっかく優待券だとかもありますので、そういうものも、今回の場合は特殊だったかもわからないけれども、それによって当町に対して経済効果というか……

そこら辺をできないかなと捉えているのですけれども、要するに外来船等々に乗船している方にせめて10回券の、それくらいのそういうものをやるというようなことはできないかどうか、それだけ最後に聞きたいと思います。

〇町長（本間順司君）　確かにことし10月の末から11月、イカがとれたということで、要因としてはイカがこの地域にだけ来たということもありますし、また値段も高かったということでございまして、外来船はほとんど積丹地域に来たということでございます。確かにことしの場合は特殊、漁協の水揚げ状況も見ましてもかなりの金額が上がっております。漁協のほうの口銭の収入としては、かなり助かっているのではないかなというふうには思っていますけれども、古平と積丹と比較した場合、積丹のほうにはかなり多くの外来船が入って、古平はまだ積丹から見れば５分の１か10分の１くらいか、少ないのです。このイカつきの外来船については、昔から積丹は銭湯がそばにございましたので、積丹のほうに多く入っているという、そういう傾向がいまだ続いているというふうに思っていますけれども、うちでもそういう温泉があるということです。今もらったのですけれども、今議長がおっしゃったように先に言ってくれればあらかじめ答えれたのですけれども、漁協負担で外来船に入場券を配布しているそうでございます。ですから、町のほうではあえてやっていません。結局は、漁協の口銭収入になるものですから、漁協でやっていただくことが一番いいのではないかなというふうに思っております。

（「漁協がやっているの」と呼ぶ者あり）

〇町長（本間順司君）　やっています。そういうことでご理解願いたいと思います。

〇議長（逢見輝続君）　堀議員、よろしいですね。

〇２番（堀　　清君）　いいです。

〇議長（逢見輝続君）　それでは次、岩間議員、どうぞ。

〇４番（岩間修身君）　私の一般質問、２つほど出したのですが、議案書見る前に一般質問出したものですから、１番目の質問は財政課長が全部答弁してくれたので、１つ目の質問はこれで終わらせていただきます。

　そして、２つ目のこのふるさと納税は、新聞等で見ると各市町村が大変力を入れて、そして納税に対して一生懸命やっていると。今後古平町への寄附金を２倍、３倍にふやしていくためには返礼品が大変重要だと思います。そして、町としては返礼品に対してどのような取り組み方を考えているかお知らせ願いたいと思います。

〇町長（本間順司君）　それでは、最初のほうの質問は、答弁は省略させていただきたいと思いますけれども、ちなみに直近の12月11日現在の件数２万7,054件、金額が３億5,062万円ということでございますので、そういうふうに認識していただきたいと思います。

　寄附増への取り組みでございますけれども、議員おっしゃるとおり返礼品の充実が寄附の増加につながっているということは明らかでございます。各自治体もそれこそ分相応といいますか、かなりのものを出しているところもございまして、それをそれこそ批判する方もたくさんおります。そういう意味では、うちの場合は要するに水産加工業界が倒産したということで町の水産加工業の振興を図るという意味で始めたもので、正々堂々と胸を張って言えるかなというふうに自負しているところでございますけれども、今そういう返礼品の内容を見直ししたりして寄附をふやしているということでございまして、来年度予算では新商品開発支援補助金を創設するということで今準備をしてございます。予算編成の中でも検討している最中でございまして、その補助金のための補助率だとか補助金額の詰めの作業を現在行っているところでございます。さらに、現在は１業者10商品までの返礼品とするルールにしておりますけれども、季節限定や数量限定品については別枠扱いとしていることから、積極的に活用するよう業者に呼びかけることや現在返礼品を提供していない町内のほかの業者に対しても参加を呼びかけるというふうに考えております。ちなみに、返礼品充実以外にも寄附金をふやす方策としましては、ふるさと納税関連雑誌等への特集枠の掲載、それから複数回寄附してくれた方への暑中見舞いだとか等の送付、それから平日に限った家族旅行村のケビン無料宿泊券の贈呈、それから古平町のふるさと納税をＰＲするためのイベントへの参加だとか等々を考えているところでございます。今それこそ管内では寿都町が古平に追いつけ、追い越せということでございまして、多分11月末で既に追いつかれたのではないかなというふうな気がしてございます。いずれにしましても、寄附金の真水につきましては町としましても大変有効な財源でございますので、それらの増額を図ってまいりたいなというふうに考えております。

〇４番（岩間修身君）　各新聞等で見ますと、例えば根室市であれば2014年は340万円の納税、そして15年には380倍の12億9,000万円、これはハナサキガニとかサンマ、それこそ北海道のブランド品を返礼品に使っているから、こういうふうになったと思います。それで、夕張市は夕張メロンで有名なところですが、去年は２億円、それで３倍にすると市長が頑張っているそうでございます。それと、今町長が言われました寿都町は、去年の２倍を超えて４億5,000万超えるのでないかと。何を返礼品にしていると思ったら、塩漬け、塩海水のウニ、それからあそこは豊富でございます。ホッケもありますし、ホタテもあるし、コウナゴもあるし、そういうことでやっぱり各市町村工夫して返礼品でもって納税を多くしようと、そんなふうに皆さん考えているようですので、古平町でも今町長言われましたようにぜひそういうプロジェクトでもって新しい開発とか、古平のタラコというのは福岡なんて行ったら古平と言ったらすぐわかります、現状が福岡行っていますから。だから、そんなことで開きホッケとか、町長言われましたように、町長でない、ボタンエビとか、町長言われましたように加工屋さんが大変潤っていくのでないかと、そう思いますので、今回とも会議等でいい商品を返礼品として送って納税をいっぱいしてもらえるように努力していただきたいと思います。答弁はいいです。

　終わります。

〇議長（逢見輝続君）　次に、それでは真貝議員、どうぞ。

〇３番（真貝政昭君）　まず、１点目の特養について伺います。

　９月の定例で町長の行政報告で特養の今計画中の実現を断念し、来期に回すという方針を出されました。交渉相手もどの程度折衝しているかも議会のほうには全く知らされておりませんので、まるで雲をつかむような状況で見ているのですけれども、実際に交渉相手、折衝相手がどのようなことで実現にこぎつけられないでいるのか、その要点といいますか、かいつまんで説明できるのであればお伺いしたいなと思います。

〇町長（本間順司君）　真貝議員の一般質問にお答えいたします。

　特養の件につきましては、私はたびたび報告しているというふうに理解しております。本年９月開催の第３回の定例会の行政報告、あるいは６月開催の第２回でも真貝議員からの一般質問にお答えしてございます。それから、平成27年12月開催の第４回定例会における議員からの一般質問にもお答えしてきていると思いますけれども、だんだん延び延びになっていることから、ぼやけてきたのかなというふうな気もしないでもございませんけれども、延期の理由でございますけれども、まず１点目が近年の建設コストの高騰ということでございまして、法人自体経営計画の見直しが必要であろうということでございます。独立行政法人で福祉医療機構、ＷＡＭという機構がございますけれども、そこの調査によりますと福祉施設の平米当たりの建設費単価、これが８年連続で上昇しております。一番の原因は、東日本大震災、それからそれこそ2020年の東京オリンピックの開催が決まったこと等々でございまして、全国の平均する平米単価でございますけれども、平成22年が19万9,000円でございましたのが平成27年には26万2,000円にまではね上がっているということでございまして、ＷＡＭが調べているのでございまして、この機構はそういう福祉関係、施設関係の資金融資も行っている機構でございます。そういうところで調査している価格でございますので、現実味があろうかなというふうには思っています。それから、その中身としましては、資材費の高騰、それから何といっても労務単価の上昇ということが一番響いているのではないかなというふうに思っております。道内での実際の事例としましては、80床規模で喜茂別が平成25年に建設したのが約11億円、それから釧路市が平成27年度で建設したのが約15億円ということで建設費の高騰が如実にあらわれているということでございます。

　それから、法人が言う２点目でございますけれども、介護の人材不足に対する職員の確保が大変であって、これにつきましても法人もそうですけれども、我々も初め再検討しなければならないのではないかなというふうに思っております。平成29年度の確保事業としましては、介護職員、ヘルパー等の養成講座の実施を予定してございます。そういうことである程度介護人材を確保するというふうに今予算編成を進めているところでございます。この間新聞の折り込みにも入りましたけれども、積丹町の施設も職員が不足して現在介護職員を募集している広告が入りました。やはりフル稼働しているかというと、そうではないというようなことでございまして、やはりかなり響いているのだなというふうに思っております。

　それから、法人の３つ目の理由としては、法人全体における運営計画の見直しということでございまして、平成29年度に法人の10カ年計画の見直しを行うということでございまして、今まではそれこそ法人みずからそういう施設をつくってやってきておりましたけれども、それももう限界があるというようなことでございまして、地域から要請があった場合に限って法人の協力もあると、できるということの方向性で今見直しを行うということでございますので、そういう考え方が変わってきたということでございますので、その点はご理解願いたいと思います。ただ、そういうつながりは依然として持っていますので、機会あるごとに働きかけていきたいなというふうに思っております。

　以上でございます。

〇３番（真貝政昭君）　かなりこれから町として動く方向性が見えてきたように思います。今の説明で納得できます。

　次に、２点目の学力テストの広報への掲載なのですけれども、前教育長のときに学力テストを実施することになりまして、公表についてはしないと、その理由は１町村に１校しかないということでほとんど個人情報を全く関係のない地域を含めた全面的に広域に公表してしまうということで、それはしないという方針を教育委員会でされました。今回の12月の広報を見ますと、実際の数字はあらわしていないものの、例えば小学生については全て低いという表現で公表してしまいました。これは、かなりインパクトの強い表現、語句で、私は数字そのものを公表するというのと同等にとてもショックな、ショッキングな印象を受けたのです。こういうことはしないほうがよいという考え方なのですけれども、今後来年度に向けて同じような方向で考えているのでしょうか。

〇教育長（成田昭彦君）　ちょうど平成19年度から学力テスト実施されまして、ことしが10年目となります。私も平成20年10月から教育長就任いたしまして、21年、22年と公表しないという形で進めてまいりました。ただ、その中で毎年学力テストについての実施方針を教育委員会で定めなければなりません。その中では趣旨、それから実施日ですとか実施体制、調査結果の提供、それから調査結果の公表、配慮等について実施方針を毎年２月の教育委員会で定めて、それを学校のほうに指示するという形で進めております。そういった中で平成24年までは公表しないという形で進めてまいりましたが、他管内等の状況を見ながら、また行政報告でも申し述べさせてもらいましたけれども、保護者、地域に対しての地域内の教育、学校の説明責任を有しているということで教育委員会においてプライバシーを尊重した中で、個人的なそういった情報がわからない中で住民周知等を図っていく必要があるのでないかということで、学校評議員会にあってもそういった意見が附帯されておりました。そういった状況を加味しながら、平成25年から町広報への掲載を始めております。ちなみに、教育委員会で決定する実施方針、ことしの２月でありますと、調査結果の公表については教育委員会は保護者や地域住民に対して域内の教育及び当該学校の状況について説明責任を有していることから、プライバシー保護に十分留意し、教育上の影響を踏まえた上で調査結果を公表することとするということで今回の広報掲載になっております。もちろん広報掲載の内容についてそういったものを教育委員会に提案しながら、こういった形でどうでしょうかという承認を受けながら実施しております。ちなみに、管内、余市ですと広報には載せないのですけれども、広報の中に挟めるという形でＡ３判の裏表に書いた中で実施しております。それから、こういった広報ではないですけれども、道教委のほうで各町村のそういったものを分析しながら載せたのが道教委の義務教育課のホームページに載っていますけれども、その中では今179市町村中165市町村の結果が載っております。来年度につきましてもこういった来年の２月に実施方針定めますので、そのときに議会でこういった意見もありましたということは教育委員さんのほうには申し述べていきたいと思います。

〇３番（真貝政昭君）　ぜひ教育委員、それから学校評議員のほうに伝えていただきたいと思います。決して地域にこういう形で公表することは全ての人が望んでいるわけではないと、そういうふうに認識していただきたいと思います。

　次に、就学援助について伺います。前回の議会でも取り上げましたけれども、例えば小学校から中学校に進級、入学する場合、それから幼児センターから、あるいは家庭から１年生に入学するときに今回道教委で必要なときに必要な支給という方針を出されましたけれども、教育長も９月の議会ではそういう方向が本筋だろうと、そういう答弁をされております。今回の道教委の方針に従えば、ぜひとも来年度からこういう方向で古平の教育委員会も対応していくべきではないかというふうに思うのですが、その点について伺います。

〇教育長（成田昭彦君）　ただいまの就学援助についてご答弁申し上げます。

　まずもって、修学旅行、それから学用品費等については修学旅行実施前に支給してございます。入学準備金についてでございますけれども、これは非常にいろいろな問題ございます。９月に開きました管内の教育長部会でもこれ話題にさせていただいたのですけれども、そういった中ではまだ、多分党として、組織としてやっているのかなと思いますけれども、そういった中で対応していくところはありませんでした。ただ、岩内町については、そういった議会で意見も出てきているので、今後何らかの形で検討していきたいという岩内の教育長の答弁でした。それから、小樽市ですけれども、前の教育長がことしの４月から実施したいという旨で新聞掲載されてございましたけれども、昨年12月に私ちょうど次長さんと隣同士で話しする機会あったのですけれども、そういった方向でやっていて４月どうなの、できるのということで聞いたのですけれども、ちょっといろいろ課題あって４月の実施は無理だということで話ししまして、もし小樽のほうで進んだら、何かいい方法あったらちょっと情報提供してもらいたいということで話ししてございます。

〇３番（真貝政昭君）　その問題点が克服されれば、構わないということなのでしょう。

〇教育長（成田昭彦君）　本来ですと、やはり準備するのにそういったものを克服されれば出すということでは問題ないと思います。

〇３番（真貝政昭君）　成田教育長の処理能力を期待して、次の質問に移ります。

　次は、準要保護認定の基準ですけれども、事前に北海道内の生活保護基準の掛け率、この一覧表を手に入れまして、前に成田教育長も答弁されていたように収入なのか所得なのかというのがありました。それで、ここにもそのような内容が書かれているのですけれども、後志管内の状況について収入なのか所得なのかということがその後の道教委なりの調査でわかったと思うのですけれども、それについて説明できますか。

〇教育長（成田昭彦君）　ただいま管内の準要保護認定基準についてご答弁申し上げます。

　これは、真貝議員さんのほうから来たのが26年度です。ちょうどこの９月の教育長部会でそういった管内の状況調査させていただきました。その結果が先週金曜日にまとまったということで手元に入ったのでございますけれども、26年度から変わったところといいますと、新たに喜茂別町が1.0倍の所得額、それからニセコが所得の1.1倍、ちょっとこの意味がわからないのですけれども、特別の事情がある場合は1.3という回答を得ております。そのほかについては、26年から変わってございません。

〇３番（真貝政昭君）　所得なのか収入なのかという点なのですけれども、それについて教育長、はっきりさせようと答弁していましたけれども、例えば後志管内で1.3を基準にしているところは所得だったのですか。

〇教育長（成田昭彦君）　ほとんどが所得でございます。

〇３番（真貝政昭君）　古平は1.2ということで、全道で約30町村くらい1.2を採用しているのですけれども、1.3以上、1.3から1.5を６割くらいが採用しています。平成26年度でも前年度から約数町村がレベルアップしていますので、ぜひとも古平でも子供の経済的な支援ということで期待しています。

　次に移ります。幼児センターについて伺います。実際に待機児童の家庭から要請を受けまして、実態を伺いました。それで、担当課からこういう資料をいただきまして、大変最近の事情というものがようやく数字であらわれてきたなというふうに思っています。以前から困っている家庭がこの近辺の保育所を手当たり次第に情報収集して、何とか預けて働けるような環境をつくり上げるために四苦八苦しているというお話は聞いていたのです。それで、私の親戚の若い共働き夫婦でも、これは都市部ですけれども、やはり働いていくために保育所が充実しているところでないと働き続けられないと。それから、過疎地では、やはり公務員は別として、過疎地でのいろんな仕事を持っている方が共働きでないとやっていけないという事情が非常に強まっています。それで、何としても未満児の受け入れ態勢というのを充実させないと、この古平町でも減少していくばかりだと、若者が。それで、最初に取り上げました特養のスタッフを確保するという点でも子供を安心して預けられる環境というのが非常に大事だというふうに考えているのです。それで、答弁にありましたようにこれが限界だという状況が今の幼児センターの状況なので、これをさらに充実させるとしたら、やはり別な場所で、同一敷地内を拡張して増築するなり、あるいは別な土地を確保して未満児を受け入れる態勢というのを充実させる必要があるのでないかと、その点について伺いたい。

　それから、もう一つは、今の幼児センターは海抜３メーターなので、これから津波高の予想が出るということなのですけれども、丸山川のすぐそばにあるこの幼児センターの子供たちはどんな津波警報に際しても避難するルート確保が必要だということです。それで、実際に歩いてみましたら、やはり成田教育長のお住まいの下あたりにたどり着いて教育長のそばを上がってくるとか、一番高台に登るルートとしては最短距離であるということなのです。本来は、あそこは除雪区域なのですけれども、現在道の治山工事ですか、が行われていて町が除雪する部分というのは一定の部分までで、あとは業者が工事をするに必要な除雪がされているということで冬期間の道路確保というのが非常に不安を感じているのです。やはり一番問題なのは、冬の避難ルートなので、そこら辺の見通し、実態というのはどういうふうになっているのかを含めて考えていただきたいなと思うのです。答弁をお願いします。

〇町長（本間順司君）　幼児センターの件でございますけれども、１点目につきましては寶福議員の答弁と重複するような形ではございますけれども、ご承知のとおり施設そのものもそうですけれども、いわゆる人的な不足が原因ということで、今議員おっしゃるとおりある程度特養の介護の職員も考えた場合にはそういうことも、それこそ鶏が先か卵が先かみたいな考え方になってしまうかと思いますけれども、そういう微妙な関係にあるということは確かでございます。ただ、今後子供の状況も、子供の状況というより人口そのものが減少していくという点につきましては先ほど寶福議員さんに申し上げたとおりでございます。支援事業計画策定したときの児童数も考えれば、なかなか施設を増築するというのは面倒なことかなというふうに考えております。以前から私もできれば隣のコヤマさんが畑をつくっているところも利用できればいいかなというふうに答弁してきたわけでございますけれども、まだ依然としてああいう状況でございますので、そういう環境にもないなというふうに思っております。ですから、いろんなことを考えながら今後さらに検討していかなければならないのではないかなというふうには思っておりますけれども、とにかく人材が不足しているというのが一番の原因でございます。

　それから、２点目の避難道路の関係でございますけれども、議員おっしゃるとおりあのコース、今現在道の工事が入っていますけれども、ふだんは除雪路線になっておりまして、温泉の階段のほうも階段の下はそれこそ沈殿槽がございますので、それの管理するための道路ということで階段も除雪をしておりますので、上までは完全に行けるということでございまして、たまたま今工事中で行けなくなっているということでございますので、間もなくその工事も終わるかなというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

〇３番（真貝政昭君）　前段の未満児の受け入れ施設の充実というのは、これは緊急の懸案事項になっていくと思います。これからの古平町の若い人を受け入れるという態勢を考えた上でぜひとも必要なので、重点課題として考えていただきたいなと思うのです。

　２点目の件なのですけれども、工事が終わった後に避難ルート、幼児センターの未満児を含めた避難ルートをあそこで考えたとき、車での避難というのはあそこは可能だと思っているのです。国道とぶつかるわけではないし、小さな子供たちを一刻も早く高台に上げるという点では現在の幼児センターのあの位置は車での避難というのが有効でないかと思いますので、工事中あるいは工事が引けた後の除雪体制というのは万全を期すべきだというふうに考えています。その点改めてその工事が終わった後、工事が中断しているときの除雪体制についての件について答弁をお願いします。

〇町長（本間順司君）　その点につきましては、これから検討させていただきたいなと思います。

〇３番（真貝政昭君）　次に、自衛隊への適齢者情報提供についてです。

　それで、以前から質問していますけれども、自衛隊が住民票を閲覧しに来ているというのは伺っていたのです。それで、最近特にこの件について情報を見ていきますと、積極的に自衛隊が地方自治体に対して一覧表を提出させているという事例まで出て、そして適齢者情報といいまして、中卒者から高卒以上の自衛隊入隊適齢年齢の一覧表を提供させていると、それに積極的に協力している自治体が随分とふえているというのがありました。それで、閲覧はできるけれども、一覧表として提出する、あるいは見せるということが住民台帳にかかわる法律で認められているかどうかというのが問題になっているようなのですけれども、古平町の実態について伺います。それについてどうのこうのというところまでは今回は発展させませんので、どういう提供の仕方をしているのか。新聞等を見ますと、住所、氏名、年齢、生年月日、これくらいの４情報、４情報というらしいのですけれども、それくらいの情報を一覧させていると、機械でできるらしいのですけれども、そういうような実態なのか、あるいはエスカレートしているところでは親の氏名、職業、健康状態なども提供させているようなのです。どのような状況なのでしょうか。

〇町長（本間順司君）　うちのほうもそれはやってございます。いつごろからという点につきましては、ちょっと不明でございますけれども、書類が残っている年は平成23年度以降から残っております。毎年１回の閲覧申請がありまして、次のように対応してございます。平成23年度につきましては、自衛官募集のためということで、閲覧でございます。それぞれ対象年齢の方々の閲覧ということで、それから平成24年度につきましても同じでございます。それから、25年度も同じ、閲覧、26年度につきましても同じでございます。それから、平成27年度が自衛官及び自衛官候補生募集ということで、リストの提供ということでございました。平成元年４月２日から平成10年の４月１日生まれの方というような範囲がございました。それから、28年度は、今の候補生と自衛隊高等工科学校生徒募集というようなことで、閲覧がございました。提供内容につきましては、住所、氏名、生年月日、性別ということでございまして、その根拠法令としましては住民基本台帳法第11条、住基の一部の写しの閲覧というものがございまして、国、地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合に閲覧を認める規定でございます。閲覧が認められる内容は、氏名、出生年月日、性別、住所ということになってございます。それから、自衛隊法第97条、知事や市町村長が自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと定めた規定がございます。それから、自衛隊法施行令第120条、防衛大臣が自衛官または自衛官候補生の募集に関して必要だと認めるときは、知事または市町村長に対し必要な報告または資料提供を求めることができる規定でございます。法解釈上につきましては、自衛官の募集、資料の提供は可能だというふうに思っております。陸自高等工科学校と防衛大学校等の生徒の募集につきましては、自衛官の募集ではなく、生徒の募集に当たるために資料の提供は不可、閲覧のみということで法の解釈がされてございます。これは、総務省の通知になってございます。古平町の対応としましては、全国の共産党議員のブログ等を見る限り、全国的には個人情報保護の観点から閲覧も拒否している自治体が10団体余りあるとのことが載ってございました。本町においては、自衛隊札幌協力本部からの依頼に対し、法令にのっとった対応として可能と判断して許可しているのが現在までの実情でございます。

　以上です。

〇議長（逢見輝続君）　以上をもって一般質問を終わります。

　それでは、暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時４９分

再開　午後　４時５０分

〇議長（逢見輝続君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

　　　　◎日程追加の議決

〇議長（逢見輝続君）　お諮りします。

　ただいま意見案第10号から13号までの意見書が提出されました。

　これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、意見案10号から第13号までの意見書を日程に追加することに決しました。

　　　　◎追加日程第１　意見案第１０号

〇議長（逢見輝続君）　それでは、追加日程第１、意見案第10号　国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書を議題といたします。

　本案は、会議規則第38条第２項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、意見案第10号は提案理由の説明を省略することに決しました。

　これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　質疑ないようですので、質疑を終わります。

　これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　討論ないようですので、討論を終わります。

　意見案第10号　国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書について採決いたします。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　　　◎追加日程第２　意見案第１１号

〇議長（逢見輝続君）　追加日程第２、意見案第11号　国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書を議題といたします。

　本案は、会議規則第38条第２項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、意見案第11号は提案理由の説明を省略することに決しました。

　これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　質疑ないようですので、質疑を終わります。

　これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　討論ないようですので、討論を終わります。

　意見案第11号　国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書について採決いたします。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　　　◎追加日程第３　意見案第１２号

〇議長（逢見輝続君）　追加日程第３、意見案第12号　「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書を議題といたします。

　本案は、会議規則第38条第２項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、意見案第12号は提案理由の説明を省略することに決しました。

　これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　質疑ないようですので、質疑を終わります。

　これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　討論ないようですので、討論を終わります。

　意見案第12号　「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書について採決いたします。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　　　◎追加日程第４　意見案第１３号

〇議長（逢見輝続君）　追加日程第４、意見案第13号　後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書を議題といたします。

　本案は、会議規則第38条第２項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、意見案第13号は提案理由の説明を省略することに決しました。

　これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　質疑ないようですので、質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　討論ないようですので、討論を終わります。

　意見案第13号　後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書について採決いたします。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　　　◎日程第２２　委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

〇議長（逢見輝続君）　日程第22、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書の件を議題といたします。

　総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました通知書により閉会中の継続審査及び調査の申し出がございます。

　お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

　　　　◎日程第２３　委員会の閉会中の継続調査申出書

〇議長（逢見輝続君）　日程第23、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

　産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました通知書により閉会中の継続調査の申し出がございます。

　お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

　　　　◎日程第２４　委員会の閉会中の継続調査申出書

〇議長（逢見輝続君）　日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

　議会運営委員長から、会議規則74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

　お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

　　　　◎日程第２５　委員会の閉会中の継続調査申出書

〇議長（逢見輝続君）　日程第25、議会広報検討特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

　議会広報検討特別委員会委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

　お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

　　　　◎閉会の議決

〇議長（逢見輝続君）　お諮りします。

　本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

　よって、会議規則第６条の規定により本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（逢見輝続君）　異議なしと認めます。

　よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

　　　　◎閉会の宣告

〇議長（逢見輝続君）　これにて本日の会議を閉じます。

　平成28年第４回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会　午後　４時５８分

　上記会議の経過は、書記　　　　　　　　の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためにここに署名する。

　　　　　議　　　　　長

　　　　　署　名　議　員

　　　　　署　名　議　員